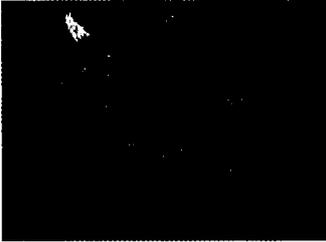


熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために一

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道徳を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくれます。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくれます。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくれます。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日的发展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々發展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなところと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

市	勢	1		
議	会	9		
総	務	21		
市	民	生	活	91
保	健	福	祉	133
環	境	保	全	215
経	済	239		
都	市	建	設	295
教	育	341		
消	防	393		
交	通	407		
水	道	419		

市 勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢	4	
3	市 域 の 変 遷	5	
4	人	口	6

1 沿 革（企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新(645年)が行われると、託麻の三宅郡(今の出水地方)には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月(平安の初期)に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名^{みちのみみのおびと}、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女^{ひがきめ}」との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部(現在の菊池市)の方に移った。

降って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城(熊本城の始め)を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間(1490年代)に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称えた。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年(1588年)加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然に、はじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのは、このころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。(築城年については異説もある)

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まるが、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君相ついでが、そのうち、もっとも注目すべきは、延享4年藩主となった8代重賢の政治であろう。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や、全国にさきがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた因となった。また忠利のときに創建された水前寺(成趣園)は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっているが、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つといえよう。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には、熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と、西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」

と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を現出した。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断的努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5.55k㎡、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成3年2月の飽託4町との合併をはじめとする16次にわたる市域の拡大等により、今や、面積266.77km²、人口66万人を超えるまでに成長した。また、平成8年4月に中核市へ移行し、名実ともに地方中核都市として着実な発展を続けている。

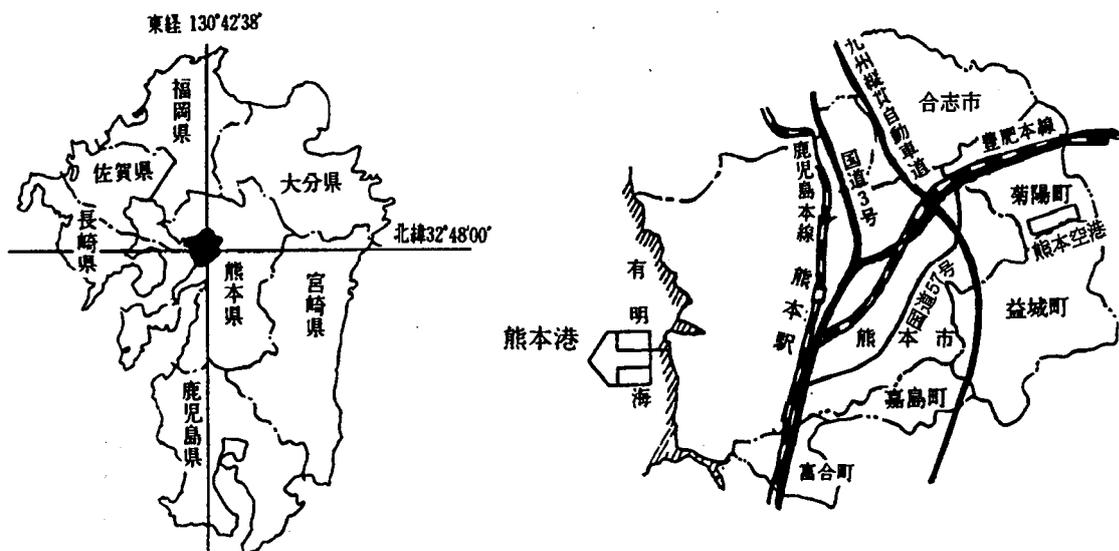
現在は、九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、本市のシンボルである熊本城の復元整備や中心市街地の活性化、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組んでいるほか、環境に負荷をかけない仕組みづくりとして、資源リサイクルや公共交通機関、自転車の利用促進、また、水田や森林の保全等による地下水の保全などに努めている。

このように、本市では、九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民がしあわせを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

2 位置及び地勢（企画課）

（1）位置

●熊本市の位置



熊本市は、ほぼ九州の中心に位置している。九州の陸の大動脈 JR 鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道 3 号と大分～長崎を結ぶ国道 57 号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、地理的に九州の中央にあって交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地として大きな役割を果たしている。

(2) 地 勢

熊本市は県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の 3 水系の下流部に形成された、いわゆる熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、大地、平野等によって四方を囲まれている。

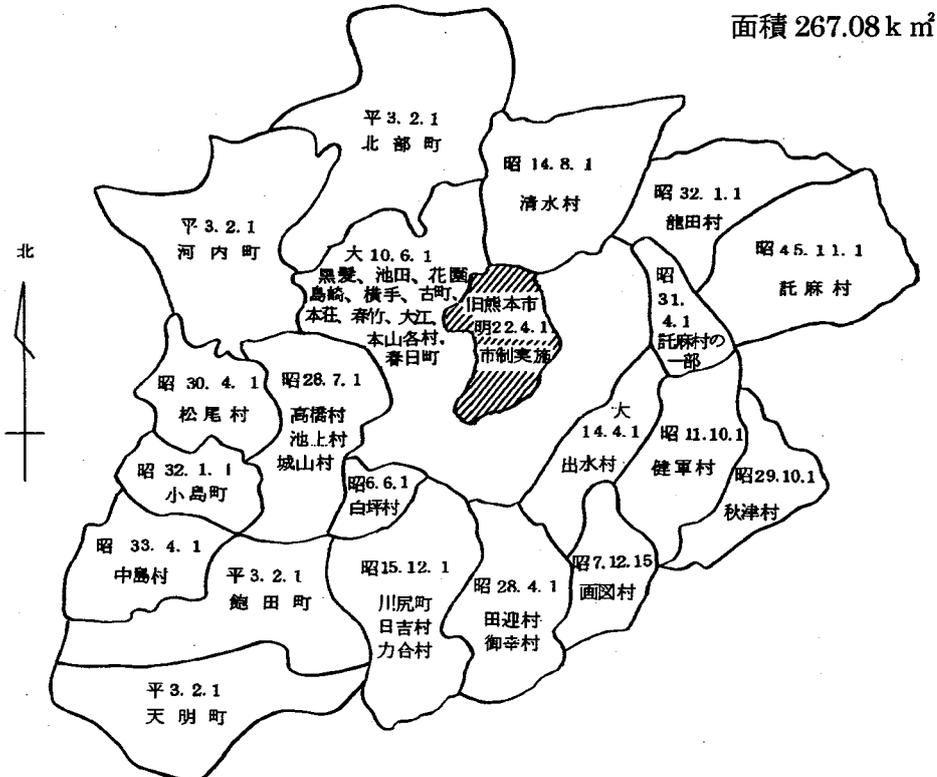
市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方の鹿本郡界に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷 (企画課)



4 人 口 (統計課)

(1) 年次別人口及び世帯数

年 次	世帯数	人 口			男女比 (女100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	30,284	167,566	83,218	84,348	98.7	5.5	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,501	172,992	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,031	195,891	90.9	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	(#)
45年	130,608	449,254	211,322	237,932	88.8	3.4	(#) 舎旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	(#)
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	(#)
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	(#)
平成 2年	224,070	626,727	297,835	328,892	90.6	2.8	(#) 舎旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	(#)
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	(#)
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.4	(国勢調査)

(2) 人口の動態

区分 \ 年	12	13	14	15	16	17
自 然 増	2,777	2,534	2,449	2,134	2,312	1,638
社 会 増	789	936	△22	△774	△1,181	△640
計	3,566	3,470	2,427	1,360	1,131	998

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成12年国調				次 区分	平成17年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	662,012		314,455	347,557	総数	669,603		316,048	353,555
昼間人口	701,656		334,619	367,037	昼間人口	699,179		329,157	370,022
15歳以上人口	557,142		260,735	296,407	15歳以上人口	568,632		264,263	304,369
就業者総数	312,869	100	175,536	137,513	就業者総数	314,641	100	172,205	142,436
第1次産業	11,183	3.6	6,289	4,894	第1次産業	10,719	3.4	6,043	4,676
農業	10,010	3.2	5,515	4,495	農業	9,577	3.0	5,277	4,300
林業	213	0.1	185	28	林業	171	0.1	154	17
漁業	960	0.3	589	371	漁業	971	0.3	612	359
第2次産業	58,108	18.6	41,825	16,283	第2次産業	52,315	16.6	38,413	13,902
鉱業	60	0	43	17	鉱業	22	0.0	16	6
建設業	28,673	9.2	23,524	5,149	建設業	25,623	8.1	21,229	4,394
製造業	29,375	9.4	18,258	11,117	製造業	26,670	8.5	17,168	9,502
第3次産業	237,810	76	124,184	113,626	第3次産業	243,968	77.5	123,470	120,498
卸売・小売業・飲食店	84,018	26.9	41,089	42,929	電気・ガス・熱供給・水道業	1,363	0.4	1,203	160
金融・保険業	11,821	3.8	5,937	5,884	情報通信業	7,147	2.3	4,753	2,394
不動産業	4,105	1.3	2,308	1,797	運輸業	12,498	4.0	10,564	1,934
運輸・通信業	17,535	5.6	14,295	3,240	卸売・小売業	68,354	21.7	33,484	34,870
電気・ガス・熱供給・水道業	1,572	0.5	1,395	177	金融・保険業	10,480	3.3	5,266	5,214
サービス業	101,281	32.4	45,155	56,126	不動産業	4,966	1.6	2,836	2,130
公務	17,478	5.6	14,005	3,473	飲食店、宿泊業	18,140	5.8	7,554	10,586
分類不能の産業	5,768	1.8	3,058	2,710	医療、福祉	36,763	11.7	9,116	27,647
					教育、学習支援業	17,268	5.5	8,161	9,107
					複合サービス事業	3,631	1.2	2,503	1,128
					サービス業(他に分類されないもの)	46,989	14.9	24,970	22,019
					公務(他に分類されないもの)	16,369	5.2	13,060	3,309
					分類不能の産業	7,639	2.4	4,279	3,360

(注) H14年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成17年国勢調査速報値)

地区・校区別	世帯数	人 口			地区・校区別	世帯数	人 口		
		総数	男	女			総数	男	女
総 数	269,929	669,541	316,004	353,537					
中央地区	71,182	142,244	66,440	75,804	城北	3,505	10,548	5,622	4,926
城東	1,089	2,179	861	1,318	麻生田	3,394	9,243	4,270	4,973
慶徳	1,578	2,674	1,153	1,521	榆木	2,725	7,215	3,316	3,899
五福	1,394	2,976	1,268	1,708	楠	2,781	7,203	3,426	3,777
一新	4,563	9,647	4,232	5,415	武蔵	2,447	6,356	2,994	3,362
壺川	4,049	8,499	3,869	4,630	弓削	1,896	5,147	2,492	2,655
碩台	3,515	6,627	2,801	3,826	龍田	5,480	15,156	7,246	7,910
黒髪	9,776	16,874	8,631	8,243	西里	2,444	7,467	3,545	3,922
託麻原	9,094	18,803	9,644	9,159	北部東	3,303	9,171	4,382	4,789
大江	5,309	9,599	4,476	5,123	川上	3,458	10,156	4,804	5,352
白川	4,119	7,600	3,454	4,146					
白山	5,129	11,029	5,094	5,935	西部地区	26,414	72,644	33,624	39,020
出水	4,281	8,517	3,862	4,655	白坪	4,926	11,692	5,336	6,356
春竹	6,676	14,595	6,651	7,944	城西	5,269	13,295	5,925	7,370
本荘	1,928	3,442	1,449	1,993	花園	5,088	12,073	5,727	6,346
向山	4,337	9,383	4,341	5,042	城山	3,336	10,245	4,777	5,468
古町	1,470	3,135	1,434	1,701	高橋	208	508	233	275
春日	2,875	6,665	3,220	3,445	池上	2,237	6,387	2,942	3,445
					松尾東	819	2,409	1,145	1,264
東部地区	81,637	207,555	98,735	108,820	松尾西	380	1,233	582	651
託麻北	2,983	8,578	4,166	4,412	松尾北	64	250	131	119
託麻東	4,089	12,410	6,073	6,337	小島	1,070	3,335	1,596	1,739
長嶺	4,466	11,901	5,631	6,270	中島	1,119	3,958	1,832	2,126
託麻西※1	7,107	17,901	8,642	9,259	河内	1,302	4,978	2,327	2,651
託麻南	4,750	13,418	6,600	6,818	芳野	596	2,281	1,071	1,210
西原	6,590	14,527	7,151	7,376					
帯山西	3,448	8,083	3,776	4,307	南部地区	41,521	117,460	54,961	62,499
帯山	6,325	14,817	6,926	7,891	出水南	4,777	12,668	5,970	6,698
砂取	4,097	9,549	4,260	5,289	画図	3,937	11,049	5,060	5,989
尾ノ上	5,287	13,240	6,238	7,002	田迎	4,325	11,563	5,535	6,028
月出	3,673	8,312	3,940	4,372	田迎南	2,344	6,637	3,182	3,455
山ノ内	3,506	9,154	4,302	4,852	御幸	3,446	10,956	4,970	5,986
健軍東	2,064	5,516	2,672	2,844	日吉	2,629	6,709	3,141	3,568
東町	3,106	8,588	4,205	4,383	城南	2,508	6,416	2,960	3,456
桜木	2,983	7,972	3,745	4,227	川尻	3,278	8,674	4,057	4,617
秋津	4,534	12,558	5,945	6,613	力合	5,429	15,410	7,207	8,203
若葉	2,271	5,374	2,468	2,906	飽田西	750	2,553	1,183	1,370
泉ヶ丘	2,906	7,086	3,228	3,858	飽田東	2,200	6,655	3,122	3,533
健軍	5,347	12,749	5,984	6,765	飽田南	579	2,125	951	1,174
桜木東	2,105	5,822	2,783	3,039	銭塘	648	2,319	1,107	1,212
					奥古閑	971	3,614	1,688	1,926
北部地区	49,175	129,638	62,244	67,394	川口	683	2,253	1,066	1,187
池田	7,148	14,773	7,519	7,254	中緑	330	1,076	497	579
高平台	5,629	14,741	6,966	7,775	日吉東※2	2,687	6,783	3,265	3,518
清水	4,965	12,462	5,662	6,800					

※1 託麻西校区に一部月出校区を含む。

※2 日吉東校区に一部日吉校区を含む。

議 会

1	議 員 名 簿	11
2	歴代議長・副議長	12
3	議 会 構 成	13
4	常 任 委 員 会	14
5	議会運営委員会	14
6	特 別 委 員 会	14
7	各 種 委 員	15
8	報 酬 及 び 諸 手 当	15
9	議 会 活 動 状 況	16
10	議 会 事 務 局	18

1 議員名簿

平成19年8月1日現在

定数 48名
現員数 48名

自由民主党熊本市議団 17 日本共産党熊本市議団 3
社民・民主・人(ヒューマン)市民連合 10 自由クラブ 1
くまもと未来 10
公明党熊本市議団 7

議席番号	氏名	会派	当選回数	議席番号	氏名	会派	当選回数
議長 1	牛嶋 弘	自由民主党 熊本市議団	5	25	村上 博	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	3
副議長 2	磯道 文徳	公明党熊本市議団	6	26	東 すみよ	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	4
3	紫垣 正仁	自由民主党 熊本市議団	1	27	日和田 よしこ	公明党熊本市議団	3
4	田中 敦朗	くまもと未来	1	28	藤岡 照代	公明党熊本市議団	3
5	重村 和征	くまもと未来	1	29	坂田 誠二	自由民主党 熊本市議団	4
6	那須 円	日本共産党 熊本市議団	1	30	下川 寛	くまもと未来	5
7	上田 芳裕	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	1	31	田尻 清輝	くまもと未来	5
8	前田 憲秀	公明党熊本市議団	1	32	北口 和皇	自由クラブ	5
9	原 亨	自由民主党 熊本市議団	2	33	中松 健児	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	4
10	澤田 昌作	自由民主党 熊本市議団	2	34	佐々木 俊和	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
11	倉重 徹	自由民主党 熊本市議団	2	35	田尻 将博	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
12	満永 寿博	自由民主党 熊本市議団	2	36	田辺 正信	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
13	大石 浩文	くまもと未来	2	37	家入 安弘	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
14	高島 和男	くまもと未来	2	38	鈴木 弘	公明党熊本市議団	4
15	田尻 善裕	くまもと未来	2	39	竹原 孝昭	自由民主党 熊本市議団	5
16	上野 美恵子	日本共産党 熊本市議団	3	40	古川 泰三	自由民主党 熊本市議団	5
17	東 美千子	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	2	41	税所 史熙	自由民主党 熊本市議団	5
18	有馬 純夫	公明党熊本市議団	2	43	落水 清弘	自由民主党 熊本市議団	6
19	三島 良之	自由民主党 熊本市議団	2	44	江藤 正行	自由民主党 熊本市議団	7
20	齊藤 聡	自由民主党 熊本市議団	2	45	主海 偉佐雄	自由民主党 熊本市議団	7
21	津田 征士郎	自由民主党 熊本市議団	3	46	嶋田 幾雄	自由民主党 熊本市議団	9
22	白河部 貞志	くまもと未来	2	47	益田 牧子	日本共産党 熊本市議団	6
23	藤山 英美	くまもと未来	4	48	上村 恵一	社民・民主・人 (ヒューマン)市民連合	5
24	田中 誠一	くまもと未来	4	49	西 泰史	公明党熊本市議団	6



2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22				
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
				4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
				6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
				7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
				9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
				10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	12	峽謙斎	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
				13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
				16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
				22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
				26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7				
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30	31	岩尾惠	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	36	上妻重藏	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
31	官原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	38	白石正	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	39	北口政義	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
33	内田幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	44	西田平統	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	46	官原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
40	主海偉佐	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
43	官原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	在任中	54	磯道文徳	" 19. 5. 24	在任中

3 議会構成

(平19.8.1現在)

(1) 議員数

法定上限数 56人
 定数 48人(平成18年12月27日議決)

(2) 年齢別

年齢	会派	自民党	市民連合	未来	公明党	共産党	自由ク	計
25～30				1				
31～40		2	1			1		4
41～50		1	1	4	1	1	1	9
51～60		6	4	2	6	1		19
61～70		7	4	3				14
71以上		1						1
計		17	10	10	7	3	1	48
平均年齢		57	57	51	53	46	49	58

(3) 当選回数別

当選回数	会派	自民党	市民連合	未来	公明党	共産党	自由ク	計
1		1	1	2	1	1		6
2		6	1	4	1			12
3		1	1		2	1		5
4		1	2	2	1			6
5		4	5	2			1	12
6		1			2	1		4
7		2						2
8								0
9		1						1
計		17	10	10	7	3	1	48



4 常任委員会

(平19.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員	所管事項
総務委員会 (8)	(正)津田征士郎 (副)東美千子	磯道文徳大石浩文 紫垣正仁大白河部志 那須円古川泰三	総務局、企画財政局、会計室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正)村上博 (副)有馬純夫	重村和征坂田誠二 満永寿博家入安弘 上野美恵子江藤正行	市民生活局、教育委員会の所管に属する事項
保健福祉委員会 (8)	(正)西泰史 (副)倉重徹	上田芳裕東すみよ 澤田昌作藤岡照代 高島和男主海偉佐雄	健康福祉局、市民病院の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正)藤山英美 (副)原亨	牛嶋弘佐々木俊和 前田憲秀益田牧子 田尻清輝上村一恵	環境保全局、水道局の所管に属する事項
経済委員会 (8)	(正)田尻将博 (副)三島良之	田中敦朗中松健児 日和よしこ竹原孝昭 下川寛嶋田幾雄	経済振興局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 (8)	(正)田中誠一 (副)鈴木弘	田尻善裕田辺正信 齊藤聰聽税所史照 北口和皇落水清弘	都市建設局、交通局の所管に属する事項

5 議会運営委員会

(平19.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員
議会運営委員会 (13)	(正)坂田誠二 (副)藤山英美	田尻善裕古川泰三 齊藤聰博税所史照 村上下木俊和益田牧子 佐々木俊和信弘 田辺正信 鈴木木弘

6 特別委員会

(平19.8.1現在)

名称 (定数)	正・副委員長	委員	設置目的	設置年月日
政令指定都市実現に関する特別委員会 (12)	(正)江藤正行 (副)上村恵一	重村和征三島良一 澤田石昌作田中誠一 大野美恵子日和安弘 有馬純夫嶋田幾雄	政令指定都市実現に向けた対策の推進に関する調査	平19.5.24
出資団体等の調査に関する特別委員会 (12)	(正)田尻清輝 (副)西泰史	紫垣正仁倉重徹 中田芳裕東美千子 上前憲秀北口和健 原田秀亨主海偉佐雄	本市が出資する団体の業務運営のあり方や経営の健全化など諸問題の調査を行うこと。	平19.5.24

7 各種委員

(平19.8.1現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	田 辺 正 信 江 藤 正 行
農 業 委 員	4	3年	東 す み よ 田 尻 清 輝 税 所 史 熙 嶋 田 幾 雄
都 市 計 画 審 議 会 委 員	8	議員の任期中	満 永 寿 博 田 尻 善 裕 日和田よしこ 田 尻 清 輝 家 入 安 弘 古 川 泰 三 税 所 史 熙 益 田 牧 子
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2年	前 田 憲 秀 三 島 良 之 藤 山 英 美 北 口 和 皇 上 村 恵 一
市 民 会 館 運 営 委 員 会 委 員	3	2年	中 松 健 児 鈴 木 弘 主 海 偉 佐 雄
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	田 中 敦 朗 原 亨
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	那 須 円 上 村 恵 一
産 業 文 化 会 館 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	田 中 敦 朗 倉 重 徹
ス ポ ー ツ 振 興 審 議 会 委 員	2	2年	上 田 芳 裕 田 中 誠 一
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	澤 田 昌 作 東 美 千 子 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	2年	重 村 和 征 藤 岡 照 代 佐 々 木 俊 和
総 合 女 性 セ ン タ ー 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	紫 垣 正 仁 西 泰 史
熊 本 市 社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	有 馬 純 夫
熊 本 市 ・ 富 合 町 合 併 協 議 会 議 員 専 門 部 会 委 員	10	議員の任期中	大 石 浩 文 高 島 和 男 上 野 美 恵 子 津 田 征 士 郎 東 す み よ 田 尻 将 博 古 川 泰 三 税 所 史 熙 嶋 田 幾 雄 西 泰 史
自 治 基 本 条 例 検 討 委 員 会 委 員	5		齊 藤 聰 村 上 博 下 川 寛 鈴 木 弘 落 水 清 弘



8 報酬及び期末手当

区 分	現行報酬月額	施行年月日	改正前報酬月額	施行年月日	議員期末手当
議 長	822,000円	平16.4.1	831,000円	平15.4.1	6月 145/100
副 議 長	749,000円		757,000円		12月 160/100
議 員	678,000円		685,000円		3月 30/100

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成18年)

区分 会議	会期	本会議 日数	会議時間数	傍聴人員		
				男	女	計
第1回定例会	2.28 ~ 3.24 (25日間)	8日	24時間25分	536	212	748
第2回定例会	6.8 ~ 6.21 (14日間)	5日	12時間20分	158	156	314
第3回定例会	9.7 ~ 9.20 (14日間)	6日	16時間57分	190	171	361
第4回定例会	12.11 ~ 12.27 (17日間)	6日	21時間12分	390	275	665
計	(70日間)	26日	74時間54分	1,274	814	2,088

(2) 本会議審議状況

(平成18年)

議案等 議会別	市長提出議案								議員提出議案					その他									
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
第1回定例会	34	39		1	1		3	23	101	1	4			5					4	10	2		
第2回定例会	10	4		3	2	7		26	52		6			6					2	5			1
第3回定例会	15	3	5	1			2	11	37		4			4	2				1	8			
第4回定例会	7	1		1		2		37	48	2	1	3		6	1	2	5	10					1
計	66	47	5	6	3	9	5	97	238	3	1	17		21	3	2	12	33					2
審 議 結 果	可決	60	47		6	3		97	213	3	1	14		18	2								2
	修正可決	1							1														
	否決	3							3		3			3	1								
	承認					9			9														
	同意						5		5														
	同意しない																						
	認定			5					5														
	異議がない																	2					
	採択																						
	不採択																			11			
	継続審査	1								1										1			
	審査未了																						
	撤回	1								1													
了承																							
許可																							

(3) 委員会審査状況

(平成18年)

区分 委員会別	開催 日数	市長提出議案							議員 提出議案		請 願	陳 情	計
		予 算	条 例	契 約	財 産 取 得	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	そ の 他			
総務	11(2)	7	21	5	1	4	1	39			4	4	8
教育市民	6(0)	7	11		1		10	29				10	10
保健福祉	8(0)	19	20	1		5	3	48			3	175	178
環境水道	8(1)	8	2				1	11				1	1
経済交通	6(0)	15	8				4	27				7	7
建設	9(2)	16	3				78	97				11	11
議会運営委員会	12(8)								2		4	1	7
政令指定都市実現 に関する 特別委員会	3(1)												
総合的都市活性化 に関する 特別委員会	4(4)												
少子高齢社会 に関する 特別委員会	2(2)												
地方自治の推進 に関する調査 特別委員会	6(6)		1					1					
平成17年度一般 並びに特別会計 決算特別委員会	8(7)						1	1					
平成17年度公営 企業会計決算 特別委員会	4(3)						4	4					
計	87(36)	72	66	6	2	9	102	257	2		11	209	222

※委員会の傍聴については、平成13年第4回定例会より、テレビモニターによる公開を実施している。

※開催日数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)



10 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関する事。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。
- ③ 秘書及び渉外に関する事。
- ④ 予算及び決算に関する事。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。
- ⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。
- ⑦ 議員共済会に関する事。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。
- ⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関する事。
- ⑩ 儀式及び交際に関する事。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。
- ⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- ⑭ 物品の出納、保管に関する事。
- ⑮ 乗用自動車に関する事。
- ⑯ 他の課の所管に属しない事。

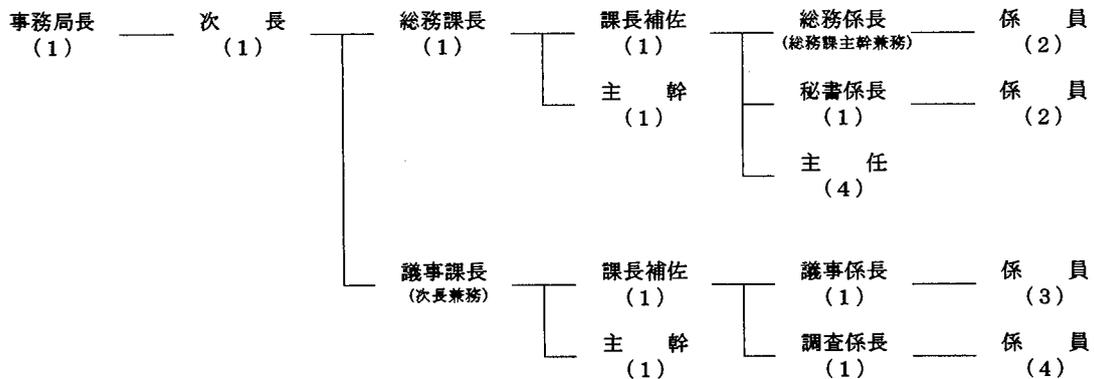
議事課

- ① 本会議に関する事。
- ② 議案その他会議に関する文書に関する事。
- ③ 請願書及び陳情書に関する事。
- ④ 委員会に関する事。
- ⑤ 公聴会に関する事。
- ⑥ 行政調査に関する事。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関する事。
- ⑧ 図書室に関する事。
- ⑨ 速記に関する事。
- ⑩ 会議録の編集に関する事。
- ⑪ その他議事運営に関する事。

(2) 組織図 (平成19年8月1日現在)

定数 28人

現員数 25人



(3) 議会刊行物

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配 付 先
市 政 概 要	年1回	150	A4	PTO	750,000	議員、執行部、来訪議員
会 議 録	定例会ごと (臨時会を含む)	160	A4	オンデマンド	4,810,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委 員 会 会 議 録	定例会ごと	160	A4	オンデマンド	3,314,000	議員、執行部
同 上 追 録	年1回	80	A5	PTO	140,000	議員



(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平19.8.1現在)

分 類	蔵書数(冊)	分 類	蔵書数(冊)
0 総 記	265	5 工 学	44
1 哲 学	22	6 産 業	57
2 歴 史	662	7 芸 術	48
3 社 会 科 学	1,917	8 語 学	158
4 自 然 科 学	42	9 文 学	24
合 計		計	3,239

イ 定期購入誌

自治研究、市政、ガバナンス、くまもと経済、地方行政、時事トップコンフィデンシャル、内外情勢資料

ウ 新 聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞

エ 図書購入予算

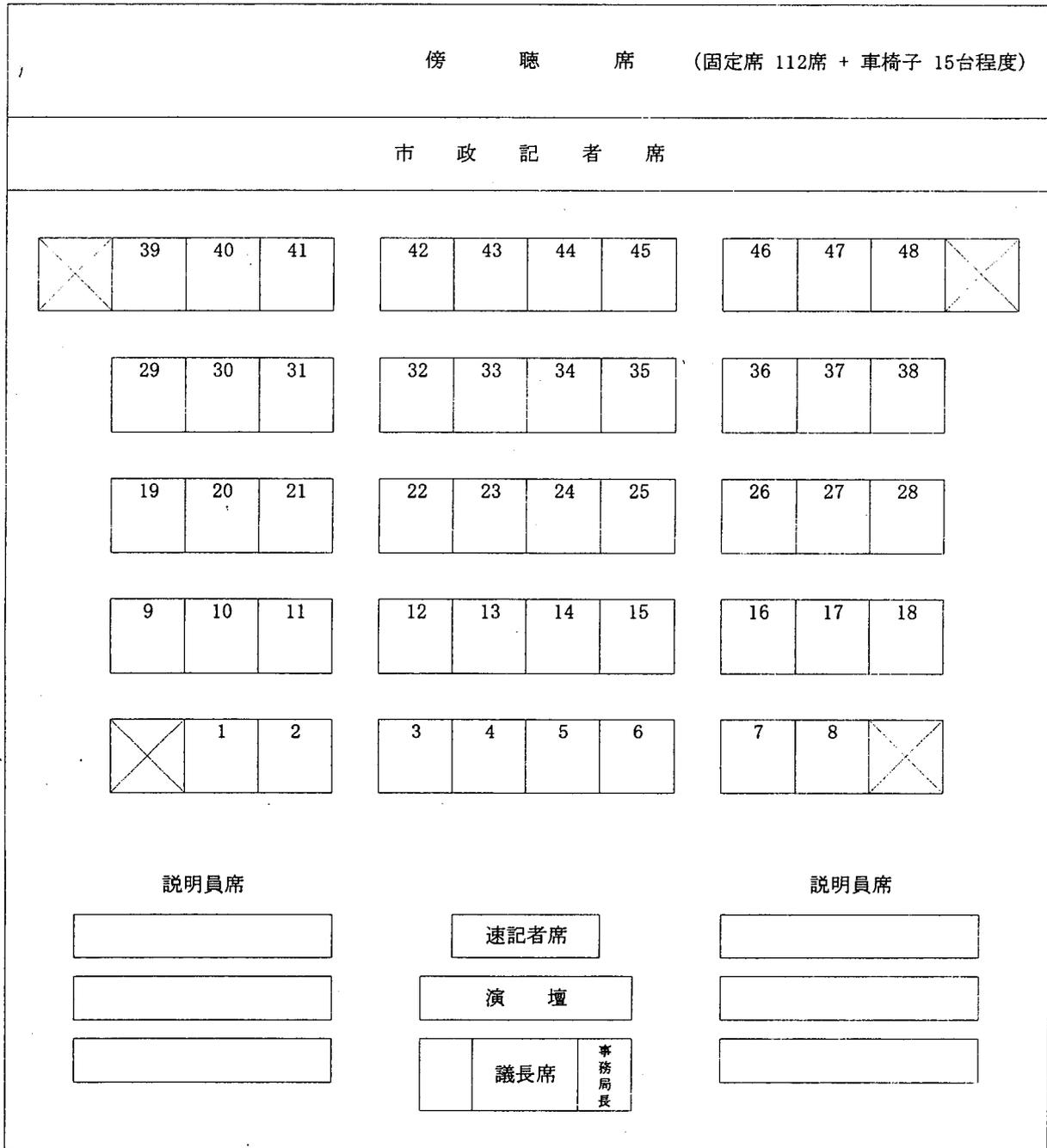
平成19年度 単行本 243千円

追録、雑誌等 1,041千円

(5) 視察来訪状況

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成18年1月	26	197	10月	20	201
2	18	119	11	20	160
3	4	19	12	1	1
4	11	52	平成18年合計	142	1,070
5	13	100	月平均	12	89
6	4	25	平成17年合計	149	1,271
7	15	114	16	138	1,139
8	10	82	15	89	718
9	-	-	14	150	1,238

議場見取図



総務

1	熊本市機構図	23
2	歴代市長	33
3	名誉市民	34
4	広聴	36
5	合併・政令指定都市の実現	39
6	情報公開・個人情報保護	44
7	行政改革	47
8	職員数	48
9	給与	48
10	職員研修	51
11	契約	54
12	危機管理防災	55
13	まちづくり戦略計画	57
14	広報	60
15	統計	62
16	情報化推進	64
17	財政	70
18	土地開発基金	75
19	市庁舎概要	75
20	市税	81
21	選挙	84
22	人事委員会	88

市長

副市長

企画財政局

企画広報部

企画課

主査

情報交流施設企画プロジェクト

広報課

主査

広聴課

主査

市民相談室

主査

統計課

主査

広域行政推進室

主査

情報政策室

主査

財務部

財政課

主査

管財課

主査

車両管理課

主査

税務部

主税課

管理係

税制係

納税推進係

諸税係

軽自動車税係

北部出張所

主査

河内出張所

主査

鮑田出張所

主査

天明出張所

主査

市民税課

管理係

市民税第一係

市民税第二係

市民税第三係

法人係

資産税課

賦課係

土地第一係

土地第二係

土地第三係

家屋第一係

家屋第二係

家屋第三係

償却資産係

納税課

収納管理係

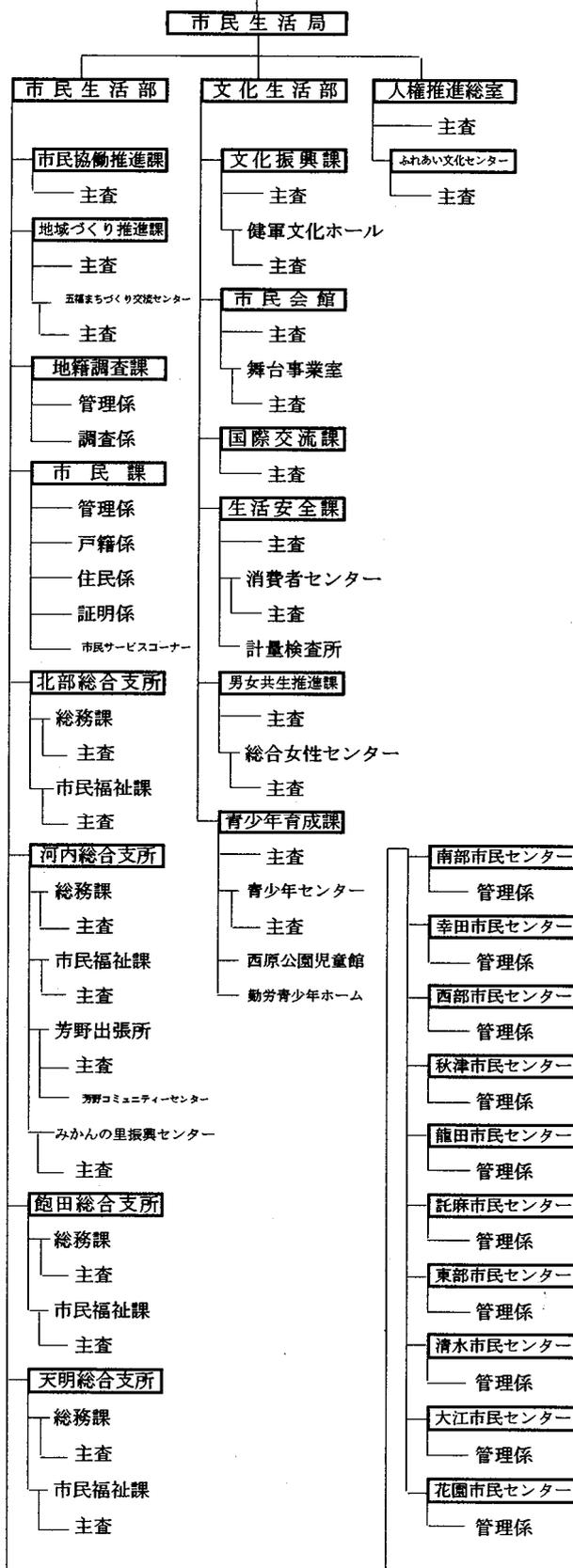
納税第一係

納税第二係

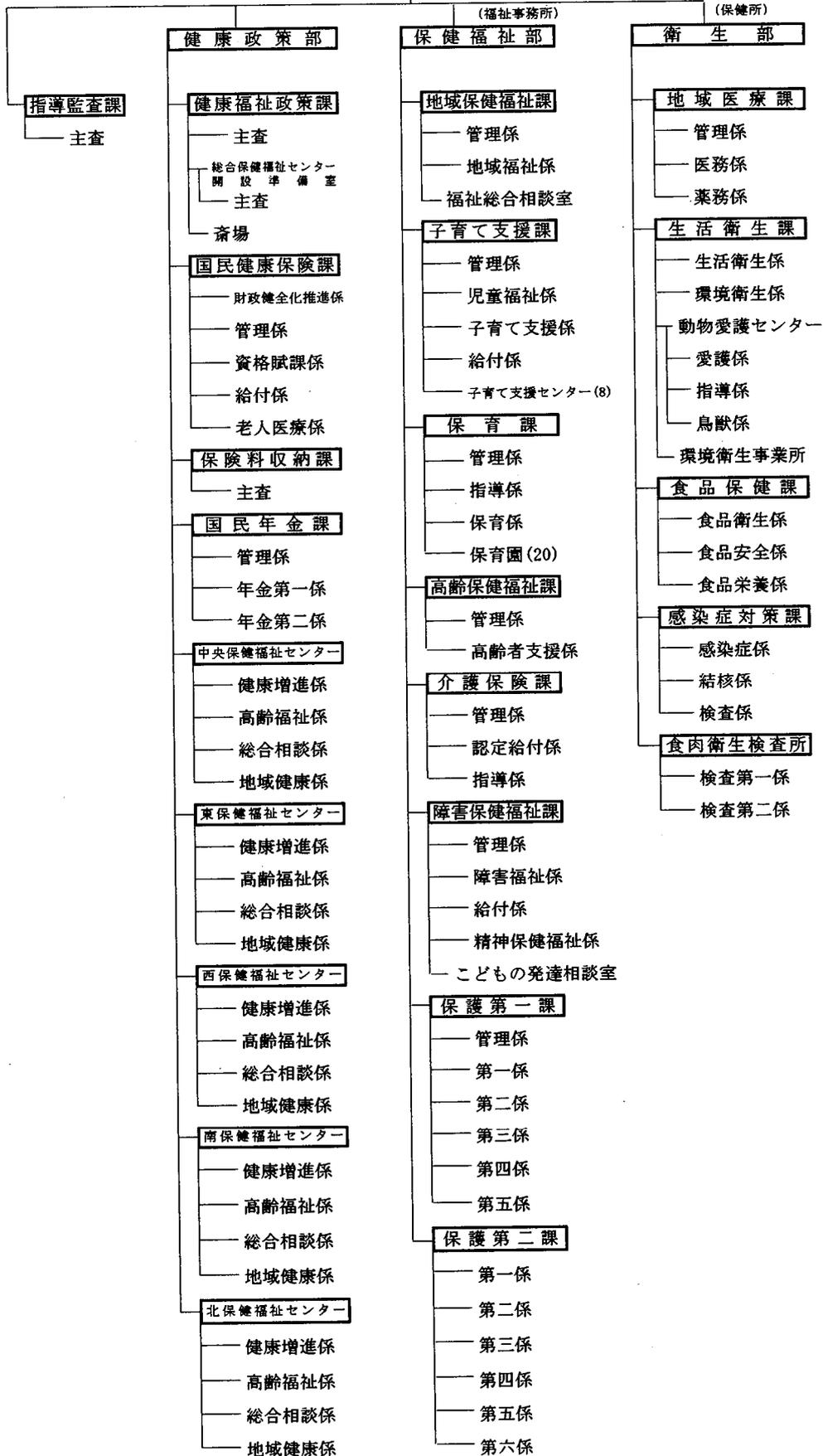
納税第三係

納税第四係

高額滞納整理係

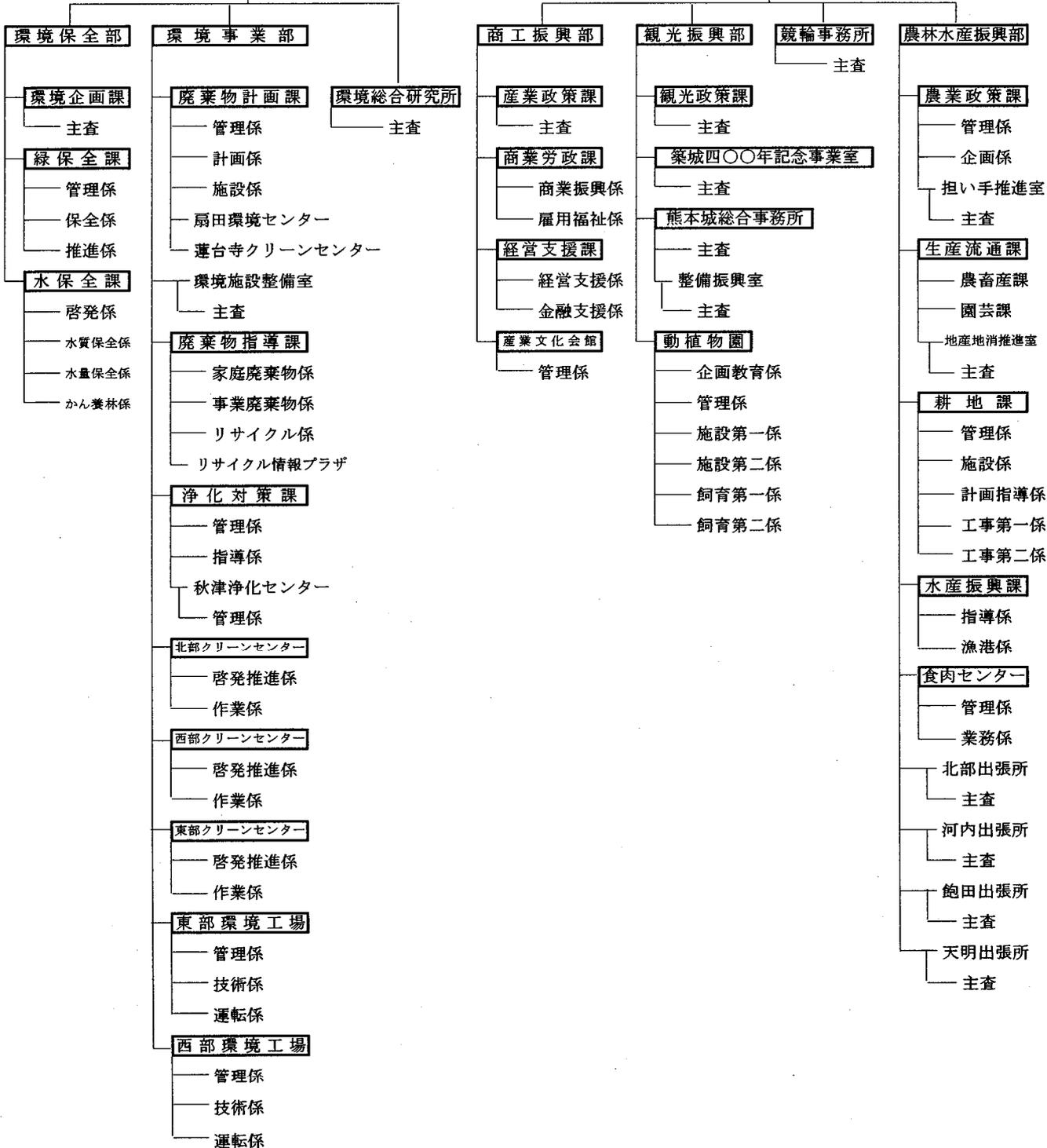


健康福祉局

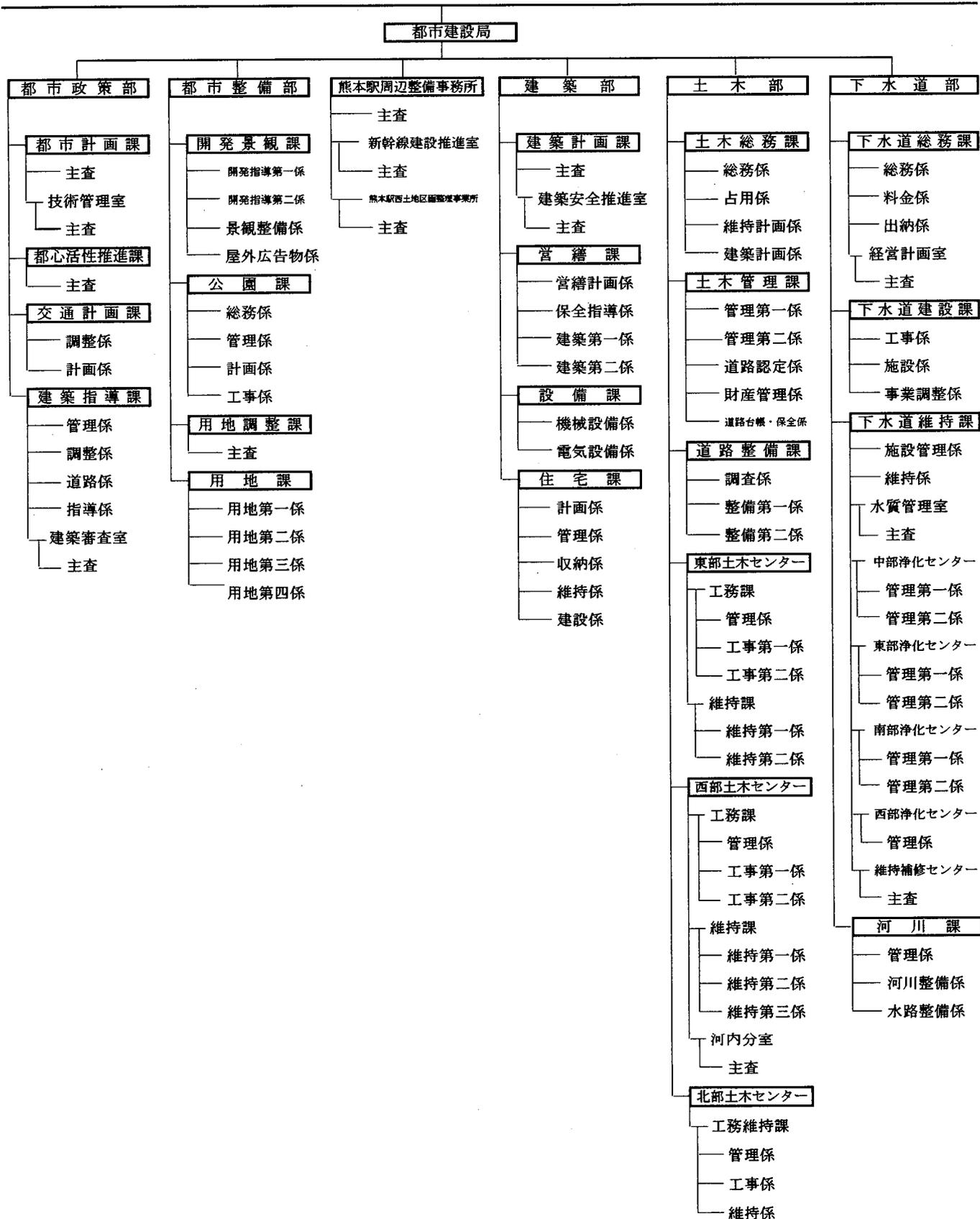


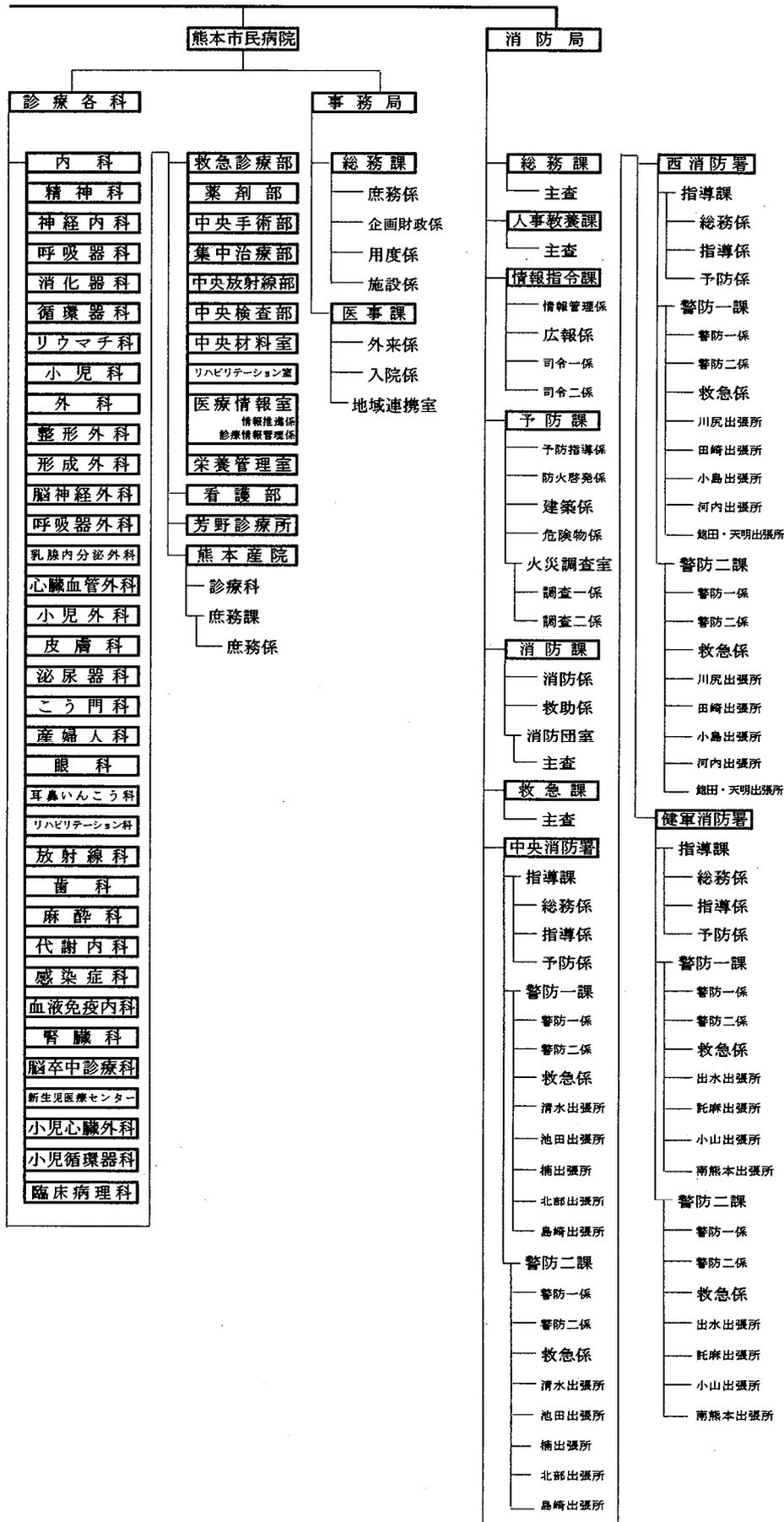
環境保全局

経済振興局



総務

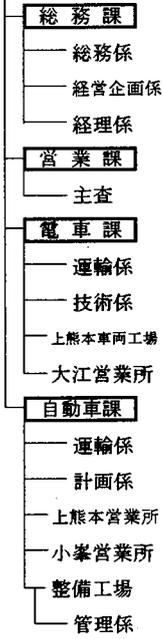




総務

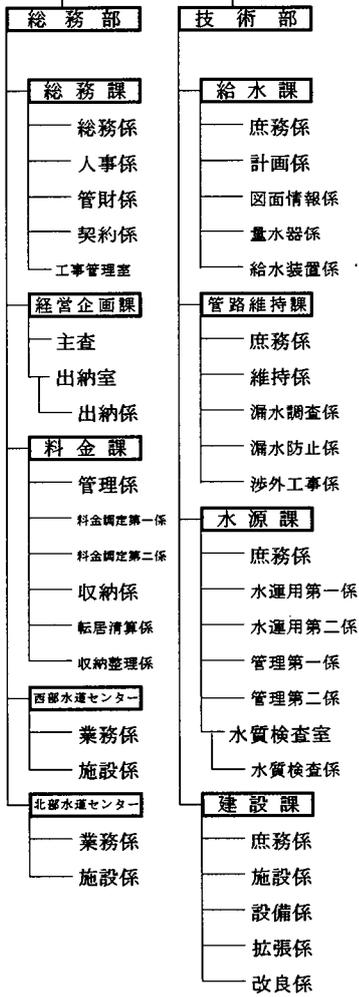
交通事業管理者

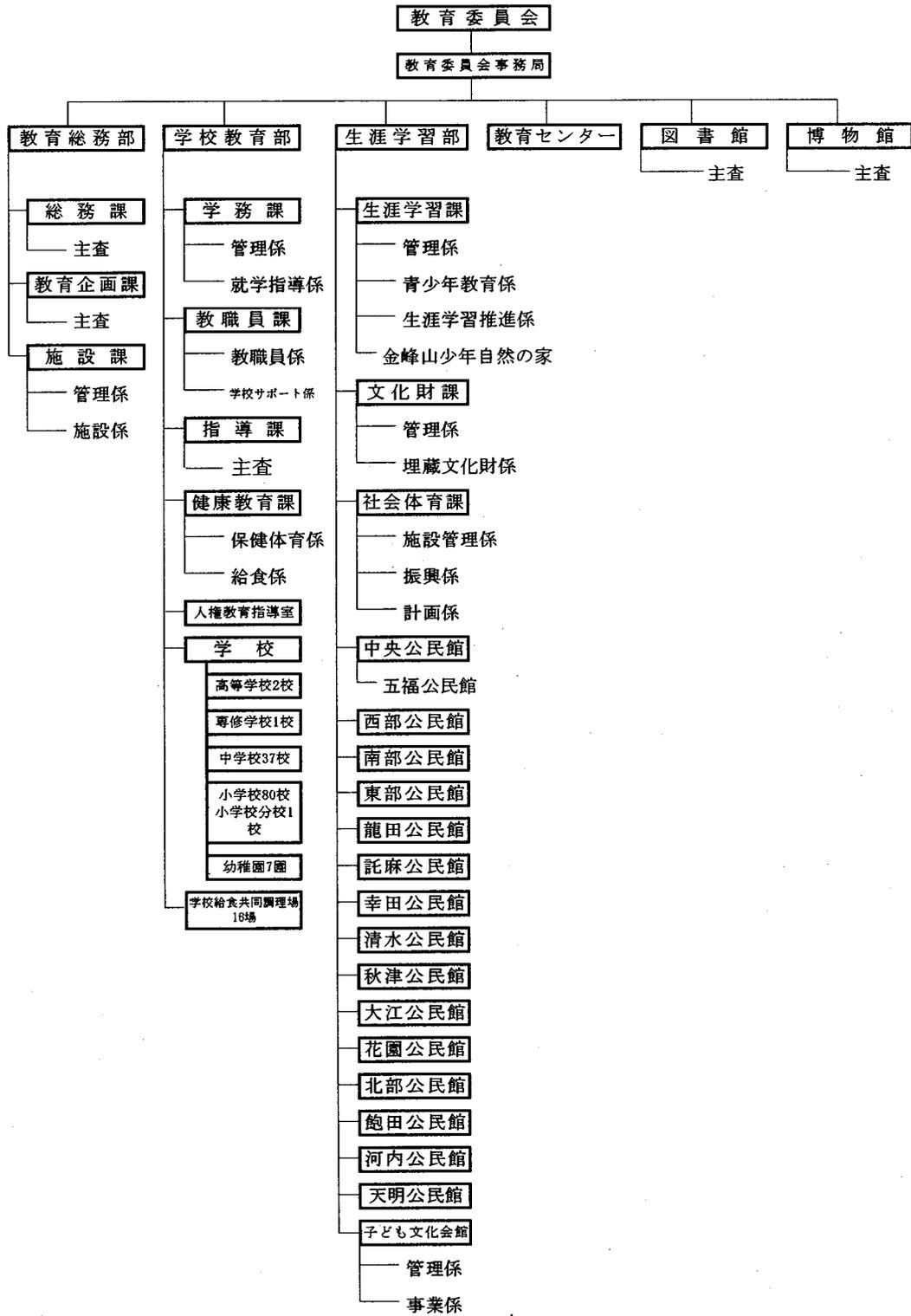
交通局



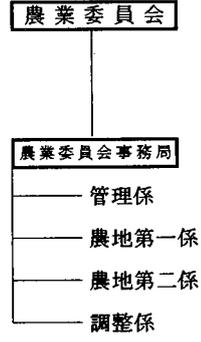
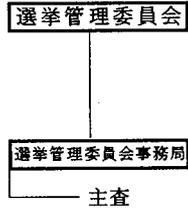
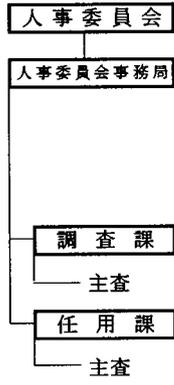
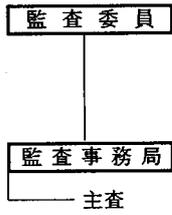
水道事業管理者

水道局





総務



2 歴代市長(秘書課)

代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松崎 為己	26. 9.15	30. 8. 2
3	辛島 格	30. 9.13	大 2. 1.20
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	3.10.10
5	依田 昌兮	4. 1.14	6. 9. 3
6	佐柳 藤太	6.11.20	10.11.19
7	高橋 守雄	11. 1.19	14. 7.13
8	辛島 知己	14. 9.14	昭 4. 7. 4
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	9. 4.17
10	山隈 康	9. 5.14	17. 5.13
11	平野 龍起	17. 6.25	20. 8.10
12	石坂 繁	20.10. 4	21. 3.11
13・14	福田 虎亀	21. 6.14	23. 2. 9
15	佐藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林田 正治	27. 3.20	31. 2.23
17・18	坂口 主税	31. 3.16	38. 1. 4
19・20	石坂 繁	38. 2.15	45.11.26
21~24	星子 敏雄	45.12.20	61.12. 6
25・26	田尻 靖幹	61.12. 7	平 6.12. 6
27・28	三角 保之	平 6.12. 7	14.12. 2
29・30	幸山 政史	14.12. 3	在任中

総務

3 名 誉 市 民 (秘 書 課)

(平19. 8. 1現在)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

たかはし もりお
高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

ほそかわ もりたつ
細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

ふくだ せいじゅ
福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

うの てつと
宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去(99歳)

中村破魔子(汀女)氏(昭和54年顕彰)

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去(88歳)



4 広 聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成17年度から「市民の声データベースシステム」を稼動し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

開催実績
(平成18年度)

開催数	4
参加グループ数	11
参加者数	16

イ おでかけトーク

市長が月1回程度（議会月を除く）地域に出向き、市政運営について語り、理解を深めるとともに、直接地域の市民と意見交換を行う。

開催実績
(平成18年度)

地 域	幸田	飽田	託麻	清水	西部	中央	計
参加者数 (人)	33	63	106	73	43	29	347
意見交換件数	9	6	11	9	9	11	

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績
(平成18年度)

開催数	2
参加グループ数	2
参加者数	64

エ 校区自治協トーク

まちづくりの課題や身近な校区での問題について、各校区に設置が進められている校区自治協議会と市長が意見交換を行う。（平成19年4月開始／月3回程度：議会月を除く）

エ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

年度	17	18
件数(件)	341	417

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

年度	17	18
件数(件)	666	595

カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
17	「熊本市子ども読書活動推進計画」(素案)	10件(2人)
	「家庭ごみ有料化」(素案)	222件(99人)
	「さらなる財政健全化の方針」(素案)	22件(4人)
	平成18年度～平成20年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 「くまもと・はつらっプラン」(素案)	14件(6人)
	家庭ごみ有料化等に関連する条例(素案)	196件(68人)
	熊本市歯科保健基本計画(素案)	18件(4人)
	「第2次熊本市環境総合計画見直し」(素案)	12件(1人)
	犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例案要綱	15件(12人)
18	熊本市第2次住宅マスタープラン(素案)	0件(0人)
	建築物に関する中間検査(素案)	0件(0人)
	熊本市水道事業経営基本計画(素案)	25件(11人)
	くまもと水ブランド創造プラン(素案)	7件(1人)
	「熊本市危機管理指針」(案)「熊本市国民保護計画」(素案)「熊本市事件等対処計画」(案)	1件(1人)
	第8次熊本市交通安全計画(案)	3件(1人)
	熊本駅前東A地区市街地再開発事業 情報交流施設基本計画(素案)	212件(85人)
	資源物等の持ち去りを禁止するための条例改正案について	140件(49人)
	熊本市障害者プラン見直し(素案)及び熊本市障害福祉計画(素案)	1件(1人)
	ひとり親家庭等自立促進計画(素案)	29件(13人)
	熊本市中心市街地活性化基本計画(案)概要に関するパブリックコメント	23件(4人)
熊本市情報化計画(平成19年度～23年度)(素案)	8件(4人)	



(2) 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

市政・一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数(上段:年度 下段:件数)				
				14	15	16	17	18
一般相談	月～金 8:30～17:15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	5,700	7,554	9,383	7,346	8,670

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数(上段:年度 下段:件数)				
				14	15	16	17	18
税務相談	月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	163	148	166	153	164
人権相談	火 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	104	181	176	80	113
相続・登記相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	671	754	632	589	515
法律相談	月・水・金及び第4火 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,232	1,234	1,216	1,205	1,198
サラ金相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関することなど	1,736	1,645	1,139	978	839
民事介入暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	53	55	38	27	24

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

サラ金相談は、平成19年4月より多重債務相談と名称を変更し、司法書士が相談に応じている。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や誘導及び高齢者や障害者等のサポート役を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や議場内の案内を行っている。

5 合併・政令指定都市の実現（広域行政推進室）

近年、地方分権と地方行財政改革の急速な進展、本格的な人口減少社会・少子高齢化社会の到来等、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今後一層複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、より一層効率的な行政運営と強固な財政基盤の確立が求められている。

また、平成23年春に予定される九州新幹線鹿児島ルートの中線開業は、経済分野はもとより、移動の利便性の向上など住民の生活にいたるまで幅広い分野で様々な効果が期待される一方で、福岡・鹿児島等との都市間・都市圏間競争が激化し、支店等の企業拠点や消費等の流出など、その対応次第では、熊本の埋没・空洞化が懸念される。

九州新幹線の開業効果を最大限に活かし、魅力と活力あふれる熊本を実現していくためには、人々の求める多様なニーズに対応できるよう都市機能を充実し、九州中央における拠点性をさらに向上させていく必要がある。そして、かつてなく厳しい財政状況の中で新しいまちづくりを迅速に進めるためには、これまで以上の権限と財源を確保する必要がある。

政令指定都市の指定の要件については、平成13年8月に政府が発表した「市町村合併支援プラン」において「政令指定都市の指定の弾力化」が盛り込まれ、実際にこの特例を用いて、平成17年に静岡市が清水市との合併により人口70万6千人で政令指定都市に移行したことから、それまで80万人程度とされていた人口要件が、大規模な市町村合併を行った場合に限り70万人程度に緩和されたものと考えられる。

平成17年8月に発表された「新市町村合併支援プラン」においてもこの要件緩和は引き続き盛り込まれ、期限が平成22年3月までに延長されたことから、平成22年3月までに近隣市町村と合併して人口70万人を超えることで本市の政令指定都市実現が可能となる。

このようなことから、市町村を取り巻く状況が急速に変化していく中、今後ますます激化が予想される都市間・都市圏間競争に対応していくための最も有効な手段として、生活圏を一体とする熊本都市圏に、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指しているところである。

1 広域行政

(1) 熊本中央広域市町村圏協議会

高度経済成長による国民の生活水準の向上及び交通網の発達等による住民の日常生活圏の拡大に対応するため、昭和40年代に国（現総務省）において広域市町村圏施策が創設され、昭和47年に、本市を含む2市20町3村による熊本中央広域市町村圏協議会が発足。

広域行政機構の体制としては、協議会、一部事務組合、広域連合の3つに大別できるが、本圏域は法人格を有しない協議会である。（設置根拠：地方自治法第252条の2～6）

ア 協議会の組織

① 構成市町 2市7町

（熊本市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）

② 委員 市町長 9名（会長：熊本市長、副会長：合志市長、嘉島町長）

③ 審議委員 構成市町村議会議長 9名

④ 監査委員 益城町監査委員 2名

⑤ 事務局 熊本市（企画財政局 広域行政推進室）

⑥ 事務部会 熊本市事務部会、菊池事務部会、上益城事務部会、広域連携検討部会

イ 活動内容（平成18年度）

- ① 総会の開催（平成18年5月29日）
- ② 協議会の開催（平成18年10月17日）
- ③ 広域連携検討部会及びWG（環境、交通、交流、観光、政策）の開催
- ④ 実施計画の策定（H18～H20）
- ⑤ 「SALK（さるく）パスポート」の更新（H19.4発行分）
- ⑥ 熊本大学政策創造研究センターとの共催によるフォーラムの開催（平成18年11月12日）

（2）熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会

人口減少社会の到来や地方分権の推進など基礎自治体を取り巻く環境の大きな変化、また、九州新幹線の全線開業による都市間競争に対応するためには、本市のみならず熊本都市圏の九州における拠点性を高めていく必要がある。

そのような中、道州制も視野に入れながら、熊本都市圏の現状や基本的方向性、都市圏戦略などを検討するとともに都市圏の一層の連携強化を図り、都市圏戦略の方策の一つとして、政令指定都市実現への効果や課題などの研究を行う、熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会を発足し、熊本都市圏ビジョンの策定を行った。

ア 研究会委員

- 市町村長 15名（熊本市、宇土市、宇城市、合志市、富合町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）
- 熊本県 3名
- 学識経験者 6名（大学教授4名、経済界2名）

イ 研究会開催経緯

平成18年 1月10日	第1回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
3月28日	第2回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
5月10日	第3回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
7月20日	第4回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
9月 5日	第5回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
10月 3日	第6回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
「熊本都市圏ビジョン 基本構想」策定	
平成18年12月27日	第7回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
平成19年 1月23日	第8回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
2月20日	第9回熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会
「熊本都市圏ビジョン 基本計画」策定	
「熊本都市圏ビジョン」策定	

2 合 併

(1) 熊本市・富合町合併準備協議会（任意協議会）

平成17年5月に「熊本市・富合町合同研究会」を設置し事務レベルでの調査研究を行い、両市町の事務事業等についてまとめた報告書を作成。両市町において住民説明会を行ってきた。しかし、合同研究会は、職員同士の会議であり事務事業の比較等しかできなかったため、特に富合町住民の方々から合併後のまちづくりについて知りたいという要望があった。

このことから市町の執行部だけでなく、各種団体（自治会・区長会、商工団体、農林水産業団体、婦人会等）など住民の代表者に参加していただき任意の合併協議会「熊本市・富合町合併準備協議会」を立ち上げ、富合町との合併に向けての協議を行うこととした。当協議会において協議を行った協議項目、調整方針については、法廷協議会が設置された際に意見書として提出することとした。

ア 協議会の組織

会 長 熊本市長
副 会 長 富合町長
委 員 10名 熊本市副市長、富合町助役、住民代表（熊本市4名、富合町4名）

イ 協議会開催経緯

平成18年 5月19日	第1回熊本市・富合町合併準備協議会
7月13日	第2回熊本市・富合町合併準備協議会
9月 4日	第3回熊本市・富合町合併準備協議会
12月 5日	第4回熊本市・富合町合併準備協議会（解散）
熊本市・富合町合併準備協議会協議項目まとめ（意見書）作成	

(2) 熊本市・富合町合併協議会（法廷協議会）

平成18年11月21日、富合町議会において「熊本市・富合町合併協議会（法定協議会）」の設置議案が可決され、同年12月27日には、熊本市議会においても同設置議案が可決されたことにより、平成19年1月5日に熊本市・富合町合併協議会が設置された。

ア 協議会の組織

会 長 熊本市長
副 会 長 富合町長
委 員 22名 熊本市副市長、富合町副町長、議会代表（熊本市・富合町各3名）、各種団体代表（熊本市・富合町各4名）、公募委員（熊本市・富合町各2名）、熊本県2名

イ 協議会開催経緯

平成19年 2月 5日	第1回熊本市・富合町合併協議会
3月 1日	第2回熊本市・富合町合併協議会
3月29日	第3回熊本市・富合町合併協議会

3 政令指定都市

(1) 公共政策フォーラム

地方分権の進展、平成23年春に迫った九州新幹線全線開業や道州制の問題など熊本都市圏を取り巻く環境が大きく変化している中、九州中央の拠点都市圏を目指して都市圏の将来像や政令指定都市について語る4つのワークショップとメインフォーラムを開催した。

ア プレワークショップ

- ① 日 時 平成18年7月4日(火) 午後 6:30～ 8:30
- ② 会 場 市庁舎14階大ホール
- ③ テーマ 「100万都市圏の楽しみ方」

イ テーマ別ワークショップ

- ① 日 時 平成18年7月5日(火) 午前10:00～12:00
- ② 会場及びテーマ
 - ・くまもと県民交流館パレア 「都市圏公共交通」、「都市圏経済ビジョン」
 - ・熊本大学五高記念館 「政令指定都市」

ウ メインフォーラム

- ① 日 時 平成18年7月5日(火) 午後 1:00～ 5:00
- ② 会 場 鶴屋ホール(鶴屋東館7階)
- ③ 内 容 基調講演 森田 朗氏(東京大学教授・公共政策大学院院長)
パネルディスカッション
コーディネーター 米澤 和彦氏(熊本県立大学学長)
パネリスト 篠田 昭氏(新潟市長)
上野 眞也氏(熊本大学政策創造研究センター教授)
古川るみこ氏(穀物菜食料理研究家)
吉山 壽一氏(熊本商工会議所青年部会長)
幸山 政史(熊本市長)

(2) 政令指定都市実現に向けての事務事業等に関する庁内検討会議

熊本都市圏に政令指定都市が実現することを想定し、熊本県から熊本市へ事務の移譲が予定される法令事務等、並びに庁内体制について研究を行う。

また、熊本県においても熊本市の政令指定都市への円滑な移行に資することを目的として「熊本市の政令指定都市移行に関する庁内検討会議」が設置され、熊本市の政令指定都市移行に伴い県から市に移譲される事務やその他移行による県行政への影響の調査・研究を行うこととしており、今後、県との情報交換及び協議を定期的的に実施し、相互が連携を図りながら協力することとしている。

ア 組織構成

- 委員長 広域行政推進室長
- 副委員長 行政経営課長、広域行政推進室次長
- 委員 ①市長事務部局（局主管課長、市長室長、総務課法制室長、人事課長、財政課長、会計室次長
市民病院事務局総務課長、消防局総務課長）
- ②議会（議会事務局総務課長）
- ③行政委員会（選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長、農業委員会事務局次長、
人事委員会事務局調査課長、教育委員会事務局総務課長）
- ④公営企業（水道局総務課長、交通局総務課長）

イ 設置日 平成19年3月6日

総務

6 情報公開・個人情報保護（総務課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

（2）平成18年度情報公開制度の実施状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取 下 げ	却 下
			不 開 示	存 否 不 回 答	不 存 在	そ の 他	計			
344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 ※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開示請求者の区分	開示請求件数 (件)
本市の区域内に住所を有する者	179
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	148
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	1
本市の区域内に存する学校に在学する者	1
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	15
合 計	344

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数 (件)	決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10	異議申立て	7	7	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
11	異議申立て	6	2	-	0	0	2
	審査請求	0	-	0	0	0	0
12	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
13	異議申立て	6	2	-	0	0	3
	審査請求	0	-	0	0	0	0
14	異議申立て	0	1	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
15	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
17	異議申立て	3	0	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
18	異議申立て	1	4	-	0	0	0
	審査請求	0	-	0	0	0	0
合 計		23	16	0	0	0	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

総務

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報保護制度の実施状況

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数 (平成18年度)	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
66	34	10	1	21	0	0	1

※1件の開示請求に対し、複数決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15	異議申立て	1	1	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
16	異議申立て	0	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
17	異議申立て	2	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
18	異議申立て	0	2	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
合 計		3	3	0	0	0	0

7 行政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備を目指し、行政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第一次行革）、また平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第二次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。

さらに、将来の財源確保の見通しが一層厳しさを増す中、行財政システムの抜本的な見直しを行い、財政の健全化の実現を目指すとともに、行政資源を新たなまちづくりに向けて重点的・戦略的に投入していく必要があることから、市総合計画、中期財政計画、行政改革大綱を三位一体で見直すこととし、平成16年3月に、平成20年度までの5ヵ年間で推進期間とした「行財政改革推進計画」を策定した。

この計画に基づき、市民サービスの改革をはじめ、組織風土・機構の改革、公営企業や外郭団体の改革などに取り組んでいるほか、平成15年6月地方自治法の改正により創設された「指定管理者制度」についても、既存施設はもとより新規に開設する施設の中で、効果が期待でき導入可能な全ての公の施設について、積極的に制度導入を図っている。

また、平成18年4月、国の地方行革推進のための新たな方針に基づく「集中改革プラン」に掲げる行財政改革項目を、行財政改革推進計画に取り込み改革を強化した。

今後も、各局との緊密な連携を図りつつ、行財政改革の更なる推進に努めるとともに、現在の行財政改革推進計画が平成20年度末をもって終了することから、平成21年度からの新たな行財政改革計画の策定に取り組む。



(1) 経費改善への取組実績

区分	第一次行革								第二次行革				行財政改革推進計画		
	年度	8	9	10	11	12	13	14	15	年度	16	17	18		
1 事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118	329	511	1,005	1,619	市民サービスの改革	176	254	355			
廃止・縮小・統合		5	143	204	81	83	89	96	組織の改革	150	854	1,262			
簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624	242	340	744	1,336	外郭団体の改革	230	0	0			
民間委託等の推進			197	290	6	79	149	158	公営企業の経営健全化	0	0	2,137			
その他						9	23	29	財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850			
2 財政の健全化			1,040	1,677	2,079	1,273	1,959	1,599	合計	1,958	3,473	7,604			
3 人事管理制度の見直し		77	332	1,096	578	1,315	1,696	2,065							
合計	83	594	3,202	4,891	2,986	3,099	4,660	5,283							

(2) 職員数の推移

区分	第一次行革				第二次行革				行財政改革推進計画			
	年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
職員総数①	6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322	6,249	6,231	6,156
市民数②	650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969	666,636	669,034	670,047	671,035	669,441	669,933
職員一人あたり 市民数②÷①	96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104	105.1	106	107.4	107.4	108.8

※ 職員総数①は、各年度4月1日現在

※ 市民数②は、各年度5月1日の推計人口

8 職 員 数 (人事課)

(平19.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	3,957
議 会 事 務 局	28	25
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	15
監 査 事 務 局	17	16
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 学 校 そ の 他 の 教 育 機 関	1,040	774
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	625
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20
交 通 局	499	366
水 道 局	407	343
計	6,800	6,155

9 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平19.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	623,300	141,400	350,440	42歳 7月	19年 3月
議 会 事 務 局	526,600	176,500	361,792	43 " 8 "	20 " 4 "
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	474,000	274,500	386,300	46 " 7 "	24 " 11 "
監 査 事 務 局	494,800	296,600	401,956	47 " 10 "	24 " 3 "
教 育 委 員 会 事 務 局	533,300	156,000	386,272	46 " 7 "	18 " 10 "
人 事 委 員 会 事 務 局	532,000	252,600	373,743	44 " 1 "	20 " 3 "
消 防 局	506,300	153,500	337,129	40 " 2 "	19 " 2 "
農 業 委 員 会 事 務 局	515,900	173,700	387,115	46 " 11 "	24 " 5 "
交 通 局	511,200	149,700	316,120	43 " 0 "	16 " 0 "
水 道 局	511,200	145,000	362,217	43 " 10 "	21 " 11 "
全 体	623,300	141,400	352,649	43 " 0 "	19 " 2 "

(2) 初任給基準

(平19.4.1現在)

区分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金額(円)
行政職員給料表	一 般	正規の試験	上級職		1	37	172,000
			初級職		1	13	141,400
	保 育 士 獸 医 師 薬 剂 師 栄 養 士 保 助 健 産 師 看 護 師 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 歯 科 衛 生 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 視 能 訓 練 士 臨 床 工 学 技 士 学 芸 員	正規の試験	短大卒	短大卒	1	23	153,500
			新大6卒	新大6卒	1	49	191,000
			大学卒	大学卒	1	37	172,000
			大学卒	大学卒	1	37	172,000
			短大卒	短大卒	1	29	161,300
			大学卒	大学卒	1	37	172,000
			短大3卒	短大3卒	1	33	166,600
			短大3卒	短大3卒	1	30	162,600
			短大2卒	短大2卒	1	26	157,300
			大学卒	大学卒	1	34	168,000
			短大3卒	短大3卒	1	30	162,600
			短大2卒	短大2卒	1	26	157,300
			新高4卒	新高4卒	1	22	152,200
			大学卒	大学卒	1	34	168,000
			短大3卒	短大3卒	1	30	162,600
	大学卒	大学卒	1	34	168,000		
	短大3卒	短大3卒	1	30	162,600		
	大学卒	大学卒	1	34	168,000		
短大3卒	短大3卒	1	30	162,600			
大学卒	大学卒	1	34	168,000			
短大3卒	短大3卒	1	30	162,600			
大学卒	大学卒	1	37	172,000			
大学卒	大学卒	1	37	172,000			
短大卒	短大卒	1	23	153,500			
高校卒	高校卒	1	13	141,400			
中学卒	中学卒	1	1	128,000			
業務職給料表	業務職		高校卒	1	13	141,400	
			中学卒	1	1	128,000	
消防料職表	上級消防職	正規の試験	上級職		1	33	183,900
	初級消防職		初級職		1	9	150,900
医職給料表	医 科 医 師 歯 科 医 師		博士課程修了	博士課程修了	1	25	322,100
			新大6卒	新大6卒	1	1	235,200
教育職給料表(一)	教 養 教 諭 護 教 諭 講 養 助 教 諭 助 実 習 助 手		博士課程修了	博士課程修了	2	31	259,000
			修士課程修了	修士課程修了	2	15	215,700
			大学卒	大学卒	2	3	193,900
			短大卒	短大卒	1	11	164,300
			大学卒	大学卒	1	23	190,500
			短大卒	短大卒	1	11	164,300
			高校卒	高校卒	1	3	150,000
教育職給料表(二)	教 諭 講 助 教 諭		博士課程修了	博士課程修了	2	43	259,000
			修士課程修了	修士課程修了	2	27	215,700
			大学卒	大学卒	2	15	193,900
			短大卒	短大卒	2	3	166,600
			大学卒	大学卒	1	23	190,500
			短大卒	短大卒	1	11	164,300
			高校卒	高校卒	1	3	150,000

総務

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16. 4. 1	1,155,000	平15. 4. 1
副市長(助役)	892,000	"	902,000	"
常勤監査委員	695,000	"	702,000	"
企業管理者	707,000	"	714,000	"
教育長	707,000	"	714,000	"

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委 員	月 額 88,000	"	89,000	"
監 査 委 員	議見を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月 額 137,000	"	139,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	"	72,000	"
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	"	167,000	"
	委 員	月 額 139,000	"	140,000	"
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	"	92,000	"
	委 員	月 額 59,000	"	60,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者(期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	"	11,000	"
投票立会人(期日前投票所の投票立会人を除く)、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	"	10,000	"
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15.12.22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15.12.22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	"	60,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	"	56,000	"
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認められた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜すい))

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金(特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

総務

10 職 員 研 修 (人事課)

(1) 研修受講人員

(単位 人)

区 分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,075	983	703	30	85	8,048	39	10,963

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
政策形成能力養成研修	全 職 員	4	287	2h~ 1日	5・11・2・3	住民自治を推進する仕組みに関する職員研修、地方自治に関する講演会、P I研修、新しい公共を造り出す市民とのパートナーシップ研修
管理職セミナー	所 属 長・ か い 長 等	3	598	2h~ 2.5h	8・11	公務員倫理、人事評価についての講演会を開催し、管理監督者の意識啓発を行う。セミナー受講後は、必要に応じて職場研修を行う。
条例制定研修	係長級以下 の 職 員	1	40	2	8~11	本市行政課題を達成するための条例の策定演習を通じて、条例制定の手法等を修得する。
救命救急講習	全 職 員	2	150	2h	10	来庁者に応急手当ができるよう、職員の危機管理意識の高揚及び市民サービスの向上を目指す。

(3) 基本研修

研修名	対象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
新規採用職員研修	事務・技術・業務職等	2	64	13	4・11	市職員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	保健師・看護師	2	26	11	5・11	
選 択 研 修	採用後3年目の事務職・技術職・業務職、吏員昇任後11年目の事務職・技術職	9	241	2	6～9	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、また、問題意識を持ち、職務遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中堅職員研修	吏員昇任後7年目の事務職・技術職	3	87	2	9・10	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
業務職員Ⅰ研修	採用後7年目の業務職	3	84	1	8	地方分権における本市職員の使命を認識するとともに現状の職場での自己分析と今後の課題を分析し、業務職員としての役割と責務について再認識する。
業務職員Ⅱ研修	採用後14年目の業務職	2	45	1	7・8	本市職員としての役割、使命を再認識するとともに、組織におけるリーダーとしての自覚を深め、課題発見・問題解決のスキルを修得する。
新任作業長・主任研	作業長・主任昇任者	1	8	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長研修	係長級昇任者	3	108	2	5・6	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
係長級選抜研修	係長級職員	2	42	2	2	職務遂行に必要な知識・技能の修得及び部下育成に必要なスキルの習得を図る。
係長人事評価研修	新任のラインの係長級監督者	2	62	1	10	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	89	2	5・7	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	33	2	4・5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得する。
課長人事評価研修	新任のラインの課長級管理者	2	45	1	10	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
OJT指導者養成研修	ラインの課長級管理者 (局推薦)	2	49	2	7・8	職場責任者の重要性を理解するとともに、人材育成の責任者として、自らの役割を認識する。

(4) 実務研修

研修名	対象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
訟 務 研 修	所属長が推薦する課長補佐級又は係長級の職員	1	42	0.5	2	市職員としての訴訟対応の基本を修得させ、争訴への対応力を向上させる。
法令実務研修 (中級・上級)	総務課法制室が指定する採用年度職員	2	180	中級 0.5 上級 1	7	法令の体系、法令用語、法令解釈方法、一部改正の方法等を学ぶことにより、業務の中で法令を解釈し、適用していく基本的な知識を修得する。
例規担当者研修	各職場の例規担当者	3	391	0.5	7・12・2	例規の制定改廃に関する速やかな対応等、例規の適正な管理運用を修得する。
プレゼンテーション 技術向上研修	課長級及び課長補佐級職員 (局推薦)	2	26	2	10	各種事業や施策を、市民はもとより、庁内外の各部門に対して、わかりやすく的確に伝えるため、話しことばによる伝達の基本を理解し、市民サービスの向上に役立てる。
行政法研修	全職員	1	24	7	1・2	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的 法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民法研修	全職員	1	40	10	1・2	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
接遇リーダー養成研修	全職員(所属長推薦)	2	7	5	11・2	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇リーダーステップアップ研修	接遇リーダー	1	23	2	2	接遇リーダーの講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

(6) 派遣研修

研修名	場所	人員(人)	期間
事例調査派遣研修(国内型)	蒲安市・名古屋市・立川市、富山市・金沢市、新宿区・大田区・横浜市磯子区、千葉市(長柄町)・市川市・近江八幡市、旭川市、札幌市・旭川市・釧路市、越谷市・世田谷区・習志野市、名張市・八尾市、高松市	17	2日～5日
事例調査派遣研修(海外型)	韓国、トルコ・ドイツ、ドイツ・フランス	3	8日～14日
自治大 学 校 派 遣	東京都立川市	3	1カ月～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	30	3日～22日
市町村アカデミー派遣	千葉市美浜区	32	2日～10日



(7) 職場研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	日数(日)	実施時期(月)	内容
職場集合研修	全職場・全職員		1,623		4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場研修推進員研修会	職場研修推進制度試行の3局の推進員	2	131	0.5	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深める。
職場派遣研修	全職場・全職員		64		4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,230	1ヶ月	6	全庁的に接遇向上運動を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。

(8) 自主研修

研修名	対象	回数(回)	人員(人)	実施時期(月)	内容
自主学習グループ活動支援	5人以上の本市職員で構成するグループ	3回	4グループ(39人)	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に研究調査等を行なう自主学習グループに対し、活動支を行なう。
庁内ホームページWeb 羅 (KAGAYAKI)	全職員	随時		4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

1 1 契 約（契約検査室）

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札の導入等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

本年度は、公募型・希望型指名競争入札を廃止し条件付一般競争入札へ移行するとともに、対象範囲を第3四半期からは1千万円以上の工事、測量等委託とし、条件付一般競争入札のさらなる拡大を図るものとする。また、平成17年度から導入している電子入札については、今年度第3四半期から全ての工事、測量等委託について実施する。

（1）指名競争入札有資格者（平成19年度）

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,154	448
県外業者（社）	727	400
計	1,881	848

※平成19年度から、業者数は述べ数ではなく実数を記載するもの。

（2）契約件数及び金額（平成18年度）（単位 千円）

	件 数	金 額
工事請負契約	857	21,163,209
測量等委託	409	1,917,514
保守点検	97	105,997
計	1,363	23,186,720

（3）契約額及び件数・業者別集計表（単位 千円）

年度	土 木 工 事		建 築 工 事		電 気 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
16	8,097,413	336	3,290,904	100	1,224,933	65
17	9,641,833	337	3,573,010	81	1,558,139	63
18	9,140,184	345	3,709,288	65	2,527,764	71
年度	管 工 事		舗 装 工 事		造 園 工 事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
16	1,219,485	79	822,302	49	835,170	111
17	1,298,326	73	554,951	47	461,838	20
18	1,614,990	73	604,346	55	271,502	17
年度	そ の 他 工 事		測 量 等 委 託		保 守 点 検	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
16	3,145,135	219	1,160,859	197	132,296	119
17	4,173,419	217	1,591,507	300	121,002	106
18	3,295,134	231	1,917,514	409	105,997	97
年度	合 計					
	契 約 額	件 数				
16	19,928,497	1,275	※平成17年度から、造園・花苗業務委託については業務委託で計上するもの。			
17	22,974,026	1,244				
18	23,186,720	1,363				

12 危機管理防災（危機管理防災室）

（1）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「危機管理指針」を平成19年3月に策定した。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（2）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和28年の白川大水害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についてもまとめている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市水防会議の承認を得、改訂している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成19年度実績〉

平成19年5月30日 訓練参加者 1,800人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強い街づくりの推進を目的に、地域住民の自助、共助の防災意識向上と啓発を行うため、年2回「まなぼうさい」を実施している。

〈平成18年度実績〉

第2回 平成18年 9月 3日 池ノ上中央公園 参加者 400人

第3回 平成19年 1月28日 渡鹿公園 参加者 400人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、CCTV監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防署などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災行政無線・同報無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型69局、携帯型75局の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外局83箇所、河内総合支所管内では個別受信機2,070台を配置している。

オ 防火倉庫の整備

市内10箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食料約17万食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃や大規模テロなどから、住民を保護するため、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、県が実施する避難施設の設置や医療の提供などの救援への協力、消防や警戒区域の設定など本市が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための国民保護計画を平成19年3月に策定した。

(4) 事件等対処計画

大規模事故、感染症、環境汚染など、自然災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、平成19年3月に事件等対処計画を策定した。

この計画では、危機管理体制の整備・強化を図るための事件等調整会議の設置、緊急時に迅速に対応するための対策本部など体制の整備や応急対策、危機収束時の対応などを定めており、事態に対し、速やかに対応し、危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的としている。

今後この計画に基づき、各局が所管する個別の危機管理マニュアルの整備を進めていく。

13 まちづくり戦略計画（企画課）

本計画は、新たな時代変化の中で、現行の第5次熊本市総合計画基本計画を新たに見直し、今後5年間（計画年度平成16年度～平成20年度）の本市が進むべき方向を明確に示すとともに、その実現のための道筋を明らかにするものである。

市民と行政に共通するまちづくりの基本指針であり、それぞれの施策ごとに市民、事業者、行政の役割と責任を明確に示し、三者が協働して取り組むこととする。推進にあたって、目標の達成状況を評価検証するとともに公表し、適宜改善を加えながら進めることとする。

特に、行政においては、真に市民に信頼される市政の実現に向け、自らの改革を進めるとともに、市政の舵取り役として、市民、事業者との協働の仕組みづくりなどに積極的に取り組むものである。

（1）まちづくりの進め方

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任により進めていかなければならない。そのためには「自分達のまちは自分達がつくる」という理念の基に、市民と行政がよりよいパートナーとして、お互いの知恵を出し合う「市民協働によるまちづくり」がこれまで以上に重要となる。

市民に信頼される透明で開かれた市政を実現していくために、市民と情報を共有化し、政策形成への市民参加を推進していくとともに、積極的に市政改革を進め、より効果的・効率的な行財政運営へ転換をおこなう。また、市民協働体制の推進のために、協働で担う新しい公共づくりや、行政内部からの協働推進に取り組むこととする。

まちづくり戦略計画においては、協働のまちづくりを進めるために市民・事業者・行政の役割分担を定め、『市民協働で築く 自主自立のまちづくり』を実現することとする。

（2）基本目標と三つのターゲット

「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を本市のまちづくりの基本目標とし、今後5年間、重点的に取り組む三つのターゲットを掲げる。

ターゲット1 良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清れつな地下水、森の都と形容される豊かな緑は本市最大の魅力であり、財産である。しかし、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、この良好な環境が損なわれつつある。

そのため、一人ひとりが大量生産・大量消費に支えられた社会経済システムや利便性を求める日常生活を見直し、この恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいかなければならない。

そこで、このターゲット1を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「地下水の保全」

「ごみ減量・リサイクルの推進」

「環境にやさしい交通機関の利用促進」 の3つを掲げる。

ターゲット2 子どもたちが健やかに成長するまち

次代を担う子どもたちは、本市の大切な宝であり、活気ある熊本市の象徴である。しかし、少子化や核家族化の進展、生活環境の多様化、地域のつながりの希薄化が進んだ結果、子どもの社会性が育ちににくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されている。

そのため、子どもを安心して産み育て、かつ、子どもたちが個性や能力を十分発揮し、未来への可能性を自ら切り拓くことができる環境を社会全体で築いていく必要がある。

そこで、このターゲット2を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「子育てしやすい環境づくり」

「個を育む学校教育の推進」 の2つを掲げる。

ターゲット3 人々が集う元気なまち

平成23年春に予定されている九州新幹線鹿児島ルートの特快列車による経済効果を最大限波及させるためには、熊本駅周辺や熊本城を中心とする都心部において、都市機能の向上と熊本らしい魅力づくりを進めることが重要である。また、観光・コンベンション（会議・大会）の振興に向けて、豊かな自然、文化遺産、特産品などの地域資源を活かした地域づくり、魅力づくりを図る必要がある。

そこで、このターゲット3を実現するため、今後5年間、重点的に取り組む戦略として、

「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」

「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」 の2つを掲げる。

(3) 分野別重点プラン

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、目指すまちの姿の実現に向けた今後5年間の施策展開の基本的方向や重視する取り組みを示す。

ア 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人々が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進する。

イ 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまちは自分達でつくる」という住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進める。

ウ 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進める。

エ 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組む。

オ 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化財産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組む。また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進する。

カ 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進める。また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図る。

キ 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進める。すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組む。

(4) 政令指定都市を目指して

政令指定都市では、区役所が設置され、地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供が可能となり、行政権限拡大、移譲による福祉・教育・都市問題などについての迅速かつ独自性のあるサービスの提供など行政サービスの向上が図られる。また、財源の拡充により、まちづくりの一層の推進を図ることができ、さらには、知名度アップによる地域経済の活性化が期待できる。

そこで、政令都市移行に向けて、今後次のような取り組みを進める。

- ア 熊本都市圏における将来ビジョンを描くとともに、その実現に向けた広域連携のあり方について、産・学・官・民の協働により検討する。
- イ 市政改革プランに基づくまちづくりを積極的かつ確実に推進し、行政の運営能力を高め、政令指定都市にふさわしい行政体制の整備を進める。
- ウ 市民協働の推進や住民サービス向上、及び地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを進めるため、身近なサービス体制の整備をはじめとした都市内分権に取り組む。



14 広報（広報課）

（1）広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整主幹など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	276,400部 (平成19年4月実績)	文書配布委託者を通じて各世帯に配布
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	159部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	88本	郵送
拡大版市政だより（弱視者向け）	〃	41部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介
予算特別広報紙	〃	276,400部	市の予算・事業の紹介（市政だより折り込み）
施策特集広報紙	〃	276,400部	市の重要施策の紹介（市政だより折り込み）
県外広報誌	平成19年2月発行	5,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をPRする

（3）テレビ・ラジオによる広報

	タイトル	放送局・時間
テレビ 広報	市民のひろば手取本町1番1号	RKK 毎週土曜日 午前 9時25分から 5分間
	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ（市民チャンネル）毎日主に午前 8時、午後 6時から 24分間
	もっと ² 熊本市	KAB 奇数月の毎回最終火曜日 午後 7時54分から 6分間
	テレビスポット	民放 4局 市の施策や事業を適時放映

	タイトル	放送局・時間
ラ ジ オ 広 報	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気!内	RKK 毎週月曜日 午前 9時30分前後の約 2分間
	こころの扉 内	RKK 毎週日曜日 午後 5時30分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前 8時40分から 5分間
	アイ・ラブ・ウーマン	FM熊本 毎週火曜日から木曜日 午後 0時10分から約 5分間
	おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜日から金曜日 午前 8時15分から15分間
	～くまもと安全安心大作戦～ 学ぼうさい	熊本シティエフエム 毎週月曜日から金曜日 正午から 5分間 (再放送 午後 6時55分から 5分間)
	知って安心暮らし塾	熊本シティエフエム 毎月木曜日 午後 1時30分から15分間
	ラジオで学ぼう! ECOライフ	熊本シティエフエム 毎月最終火曜日 午後 0時10分から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送



(4) 新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/>

(6) その他

- ・行事予定表等の発行「月報くまもと」(毎月月末発行、毎週水曜更新) C ネットで配信
- ・「車両広報」
広報車(放送設備付)による広報

(7) 報道機関(市政記者クラブ)を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見(月に1回程度)
- ・記者レクチャー(関係部局長などによる記者説明)
- ・資料提供(報道資料配布 年間1,200件程度)

※記者クラブ加入社(13社)

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・
時事通信・共同通信

15 統計（統計課）

（1） 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

（主な指定統計調査）

ア 国勢調査（総務省）5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

イ 事業所・企業統計調査（総務省）5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

ウ 住宅・土地統計調査（総務省）5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

エ 就業構造統計調査（総務省）5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

オ 工業統計調査（経済産業省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

カ 商業統計調査（経済産業省）5年毎

商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

キ 農林業センサス（農水省）5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

ク 全国消費実態調査（総務省）5年毎

国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。

ケ 全国物価統計調査（総務省）5年毎

消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。

コ 漁業センサス（農水省）5年毎

漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。

(2) 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内・庁外に配布する。また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

(統計調査結果報告書)

- ① 熊本市の人口 (国勢調査結果)
- ② 熊本市の事業所・企業 (事業所・企業統計調査結果報告書)
- ③ 熊本市の商業 (商業統計調査結果報告書)
- ④ 熊本市の工業 (工業統計調査結果報告書)
- ⑤ 熊本市の農業 (農林業センサス結果報告書)

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,100部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成



(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年度	利用者数	利用冊数	蔵書数
14	813	2,126	16,337
15	719	2,042	17,349
16	268	333	8,446
17	228	451	18,334
18	220	489	18,887

16 情報化推進（情報政策室）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づき新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）を策定し、情報化の推進を図ってきた。

また、本年度からこれまでの情報化への取組成果を踏まえ、ICTの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指した新たな情報化計画に基づき、情報化施策を推進して行く。

(1) 熊本市情報化計画（平成19年度～23年度）

ア 基本的事項

① 計画の趣旨

これまでの情報化への取組成果を踏まえ、市政改革プランや国等の情報化政策との整合を図りながら、ICT（情報通信技術）の飛躍的な進展と市民・事業者等のニーズに的確に対応し、ICTの利便性や有効性を市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指すために本計画を策定する。

② 計画の位置付け

本計画は、これまでの計画を踏まえ、「u-Japan 政策」や「IT新改革戦略」等の国の情報化政策等との整合性を図りつつ、「熊本市総合計画・まちづくり戦略計画」、「行財政改革推進計画」等の上位計画に基づき展開される施策・事業を情報システムの面から支援するための計画である。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④ 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

イ 情報化の基本方針

① 基本理念 『市民・地域いきいきICT都市くまもと』

市民、事業者及び市役所相互のコミュニケーションと協働により、市民一人ひとりがICTの利便性を実感し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

また、魅力ある熊本市の地域資源（ヒト・モノ・組織・技術・歴史・風土など）を活用するとともに、広く内外に情報発信することにより、地域産業を振興し、活力ある都市を目指す。

② 基本目標

目標1 市民の活発な交流と快適で安心な暮らしのための情報化

市民や地域コミュニティを支える各種団体が活発に交流し、安全で安心して快適に暮らせるゆとりある地域社会の実現に向け、情報化の側面から支援する。

目標2 地域資源を活用した産業活性化のための情報化

ICT（情報通信技術）を活用した地域産業の活性化と新たなビジネスの創出を図るとともに、ヒト（人的資源）、モノ（農産物・特産品など）、組織（企業、NPO、市民団体、行政など）、技術、歴史、風土など魅力ある本市の地域資源を活用し、また広く内外に情報発信することにより、さらなる産業の振興と地域経済の活性化に資する情報化を推進する。

目標3 地域社会を支える高度で効率的な市政運営のための情報化

行限られた資源の中で地域社会を支えるため市政運営の高度化・効率化と市職員の行政経営能力の向上を図るとともに、ITガバナンス（情報統治）の強化を図ることにより、効率的かつ効果的な情報化推進の仕組みを実現する。

③ 取り組みの視点

・ 誰もが参加できる情報化

国が推進しているユビキタスネットワークの考え方やユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもから高齢者、障害者も含め「誰もが」必要とする情報や機能を「いつでも、どこでも容易に」利用できる情報化への配慮を行う。

・ 市民参画と民間活用の促進

情報化施策の計画・実行・評価の各段階において、必要に応じ市民参画を図り、市民とともに実施、評価を行うことにより、「まちづくり戦略計画」における「市民協働で築く自主自立のまちづくり」を具現化する。また、施策の実施にあたり、民間企業やNPO等の技術や活力を積極的に利用し、地域産業の振興と育成を促進する。

・ 情報セキュリティの向上

制度面、技術面、体制面、運用面など、様々な観点から情報セキュリティの確保や個人情報保護に向けての対策を講じ、情報化に対する安全性と信頼性を確保する。

・ IT投資の全体最適化

全体最適の観点から情報システムや適用技術の共通化・標準化に配慮するとともに、費用便益を客観的に考慮したIT投資、情報システムのアウトソーシング・共同アウトソーシング、既存資産の評価、情報システムのライフサイクル（企画、開発、運用・保守・評価）全体でのITコストの評価、調達方法の適正化などを図る。

ウ 情報システム整備計画

基本目標ごとに具体的取り組みを示す。

目標1 地域情報化支援事業、安心・安全情報の共有、電子地図を活用した情報提供機能の拡充など

目標2 ICTを活用した地域産業の活性化、公共事業支援統合システム（CALS/EC）など

目標3 情報セキュリティの強化、情報システムの最適化、庁内ネットワークの整備など

エ 情報化推進方策

① 取組の基本的な考え方

情報化の推進にあたっては、市民、事業者、大学等研究機関及び行政が協力・連携して取組むことが重要である。

市の情報化（電子市役所）については、市が主体的にその整備に取組むが、市民・事業者等が主体的に取組む地域の情報化については、市は「コーディネータ」としての役割を果たすなど、国・県・NPO等との協力、連携のもとで支援を行う。

② 計画の進行管理

- ・ 計画のモニタリングとコントロール

個別の情報システムについては、企画段階での事前評価及び運用段階での事後評価により進行管理を行い、その結果を計画全体に反映させる。

- ・ 計画全体の総合評価

計画の最終年度に、各情報システムの継続・拡充・廃止などの検討結果を次期情報化計画に反映させる。

③ 評価方法

情報システム整備計画の評価については、システム導入前に事前評価を実施して、優先度の高いものから取組む。また、システム導入後に当初の目的が達成されているのかを検証するため、事後評価を実施する。

④ 情報化推進体制

情報化推進協議会を頂点とした全庁的な推進体制と、各取組の主管部署が属する局における横断的検討・調整を図る局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。

⑤ 開発・運用体制

情報システムやネットワーク等の効率的な開発と円滑な運用を確保するため、全庁的な開発・運用管理体制を確保すると共に、職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

(2) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省）
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

(3) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(4) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

- ・本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。
- ・データベースシステムを基本構造とする。
- ・日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

・当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

・将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

・運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。



イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」等に基づき電子計算組織の運用管理を充実させるとともに、マシン室入退室、データプログラム及び端末装置操作の管理等を徹底することにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分	
昭60	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	2	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行（30業務）	
			3	合併に伴うシステム移行（4業務）
61	行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育	7	特別土地保有税 固定資産税（2次） 給与勧告	
			8	母子寡婦福祉資金貸付
			10	下水道総合（2次）
62	人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税（1次）	11	介護保険（1次）	
		12	外国人登録 介護保険（2次）	
		13	選挙事務（2次）	
		14	保険料収納支援	
				15
		63	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金	16
17	諸税管理 諸税収納 固定資産税家屋評価 税地図情報 税ファイリング			
平元	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成	19	保健福祉総合連携	

エ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

A系 (住民情報系) GS21 500/㊦㊦ M10G

B系 (内部情報系) GS21 500/㊦㊦ M10E

C系 (市民課業務バックアップシステム) GS21 200/㊦㊦ M10J

主 (内部) 記憶容量

A系 1GB C系 256MB

B系 1GB

(イ) 補助 (外部) 記憶装置

磁気ディスク装置 937GB ※1GB=10億バイト (1バイト=1文字)

磁気テープ装置 1台

カートリッジ式磁気テープ装置 2台 (8デッキ)

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピーディスク装置 1台

本体系プリンター装置 5台

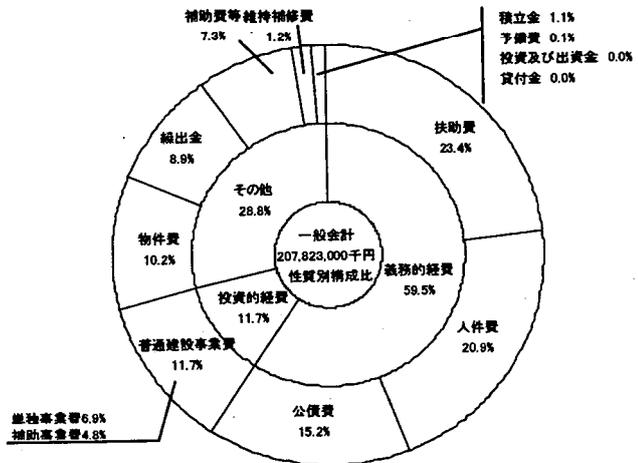
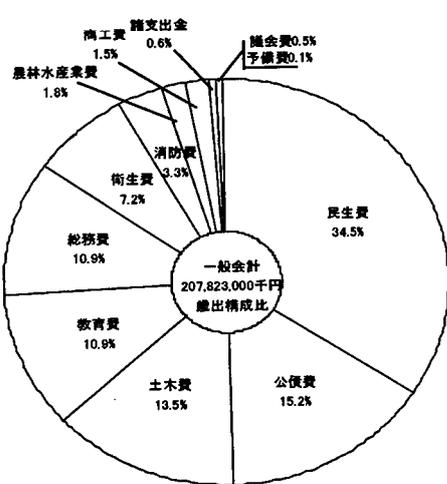
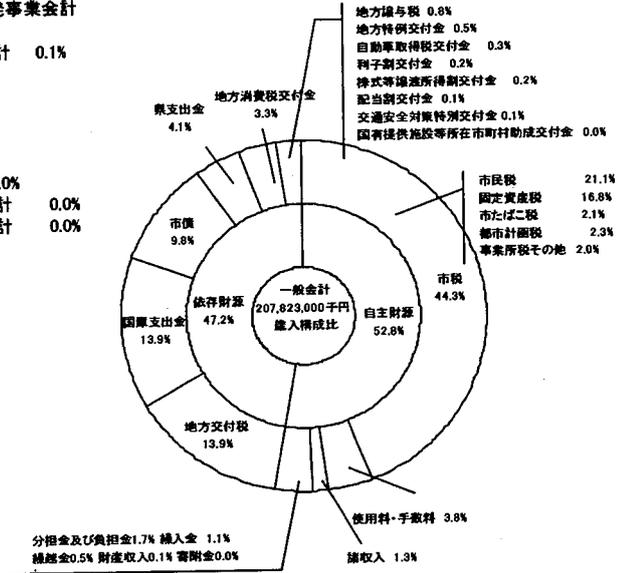
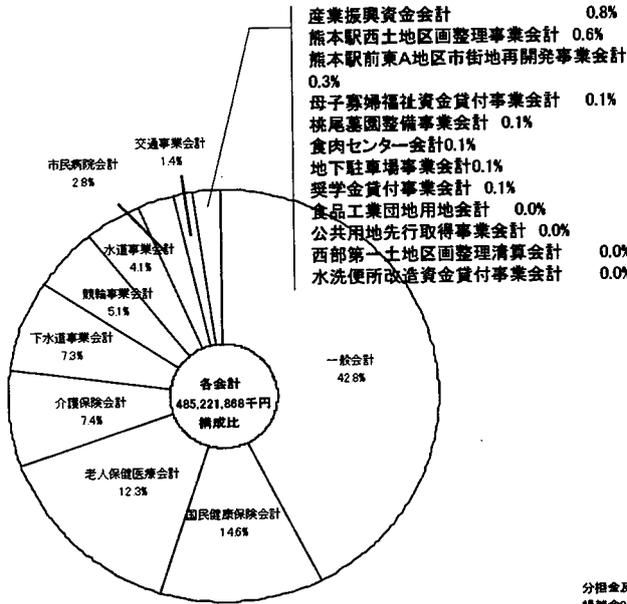
ネットワーク系端末装置 612台

端末系プリンター装置 195台



17 財政

(1)平成19年度当初予算図表



(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A-B	
	平成19年度	% 構成比	平成18年度	% 構成比	比 較	% 伸率
一 般 会 計	207,823,000	42.8	205,592,500	44.1	2,230,500	1.1
特 別 会 計	201,665,243	41.6	186,089,706	40.0	15,575,537	8.4
国民健康保険会計	70,874,000	14.6	60,857,684	13.1	10,016,316	16.5
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	190,300	0.1	190,300	0.1	0	0.0
介護保険会計	35,723,544	7.4	35,563,235	7.6	160,309	0.5
老人保健医療会計	59,825,000	12.3	59,292,000	12.7	533,000	0.9
桃尾墓園整備事業会計	492,700	0.1	543,500	0.1	△ 50,800	△ 9.3
食肉センター会計	603,617	0.1	576,564	0.1	27,053	4.7
産業振興資金会計	3,908,000	0.8	3,708,000	0.8	200,000	5.4
食品工業団地用地会計	86,080	0.0	90,800	0.0	△ 4,720	△ 5.2
競輪事業会計	24,540,048	5.1	18,812,977	4.0	5,727,071	30.4
地下駐車場事業会計	655,115	0.1	653,907	0.2	1,208	0.2
公共用地先行取得事業会計	48,844	0.0	868,606	0.2	△ 819,762	△ 94.4
熊本駅前東A地区市街地再開発事業会計	1,421,917	0.3	2,841,057	0.6	△ 1,419,140	△ 50.0
西部第一土地区画整理清算会計	701	0.0	822	0.0	△ 121	△ 14.7
熊本駅西土地区画整理事業会計	3,057,277	0.6	1,829,937	0.4	1,227,340	67.1
水洗便所改造資金貸付事業会計	68,420	0.0	90,517	0.0	△ 22,097	△ 24.4
奨学金貸付事業会計	169,680	0.1	169,800	0.1	△ 120	△ 0.1
一般会計・特別会計合計	409,488,243	84.4	391,682,206	84.1	17,806,037	4.5
企 業 会 計	75,733,625	15.6	74,300,672	15.9	1,432,953	1.9
市民病院会計	13,826,709	2.8	14,489,085	3.1	△ 662,376	△ 4.6
水道事業会計	19,859,400	4.1	19,687,700	4.2	171,700	0.9
下水道事業会計	35,460,289	7.3	33,329,839	7.1	2,130,450	6.4
交通事業会計	6,587,227	1.4	6,794,048	1.5	△ 206,821	△ 3.0
総 計	485,221,868	100.0	465,982,878	100.0	19,238,990	4.1

総務

(3)一般会計性質別集計表

(単位：千円)

	A		B		A-B	
	平成19年度	% 構成比	平成18年度	% 構成比	比較	% 伸率
人件費	43,475,278	20.9	42,601,616	20.7	873,662	2.1
扶助費	48,632,714	23.4	46,695,783	22.7	1,936,931	4.1
公債費	31,621,100	15.2	32,839,222	16.0	△ 1,218,122	△ 3.7
義務的経費	123,729,092	59.5	122,136,621	59.4	1,592,471	1.3
普通建設(補助)	9,917,776	4.8	7,617,679	3.7	2,300,097	30.2
普通建設(単独)	14,406,439	6.9	16,662,508	8.1	△ 2,256,069	△ 13.5
災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
投資的経費	24,324,215	11.7	24,280,187	11.8	44,028	0.2
物件費	21,194,696	10.2	21,559,290	10.5	△ 364,594	△ 1.7
維持補修費	2,509,024	1.2	2,523,041	1.2	△ 14,017	△ 0.6
補助費等	15,204,487	7.3	15,389,891	7.5	△ 185,404	△ 1.2
積立金	2,185,783	1.1	1,710,289	0.8	475,494	27.8
投資及び出資金	47,819	0.0	41,290	0.0	6,529	15.8
貸付金	80,000	0.0	80,000	0.1	0	0.0
繰出金	18,427,884	8.9	17,751,891	8.6	675,993	3.8
その他の経費	59,649,693	28.7	59,055,692	28.7	594,001	1.0
予備費	120,000	0.1	120,000	0.1	0	0.0
合計	207,823,000	100.0	205,592,500	100.0	2,230,500	1.1

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

(単位：千円、%)

年度 区分	18			17			16			15			14		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
自主財源	108,528,930	51.0	3.0	103,388,989	49.7	2.1	101,219,238	45.7	1.0	100,227,188	46.7	△ 3.9	104,243,087	46.9	△ 2.1
市	85,422,408	40.9	1.1	84,506,439	40.6	2.8	82,219,528	37.1	0.4	81,930,714	38.1	△ 3.4	84,795,914	38.2	△ 0.5
分担金及び負担金	3,408,627	1.6	3.3	3,300,463	1.6	9.0	3,027,092	1.4	4.8	2,887,805	1.3	△ 6.2	3,077,506	1.4	0.7
使用料及び手数料	7,694,070	3.7	0.5	7,655,062	3.7	△ 0.7	7,710,938	3.5	0.7	7,659,889	3.6	0.0	7,657,014	3.4	0.8
財産収入	809,800	0.4	△ 4.3	845,806	0.4	3.3	818,846	0.4	138.2	343,738	0.2	5.7	325,293	0.2	△ 22.8
寄附金	288,369	0.1	△ 35.1	410,590	0.2	57.4	280,819	0.1	148.2	105,100	0.0	△ 58.8	242,423	0.1	169.8
繰入金	1,201,574	0.6	58.9	755,900	0.4	△ 41.0	1,282,055	0.8	1,029.9	113,462	0.1	599.9	18,212	0.0	△ 98.8
繰越金	4,204,444	2.0	21.5	3,459,046	1.7	1.2	3,417,580	1.5	△ 30.3	4,898,960	2.3	△ 6.0	5,210,273	2.3	△ 8.8
雑収入(除く収益事業収入・委託事業収入)	3,018,838	1.5	28.1	2,355,793	1.1	3.2	2,282,402	1.0	6.8	2,136,520	1.0	△ 3.7	2,218,452	1.0	△ 13.0
収益事業収入	500,000	0.2	400.0	100,000	0.0	△ 50.0	200,000	0.1	33.3	150,000	0.1	△ 78.6	700,000	0.3	0.0
依存財源	102,538,162	49.0	△ 2.1	104,591,183	50.3	△ 12.9	120,249,955	54.3	5.0	114,572,747	53.3	△ 2.9	118,007,309	53.1	△ 5.3
地方譲与税	5,929,110	2.8	41.6	4,188,853	2.0	40.2	2,988,552	1.3	70.8	1,748,109	0.8	5.1	1,863,675	0.7	1.5
利子割交付金	300,393	0.1	△ 31.5	438,785	0.2	△ 43.5	777,285	0.4	7.1	725,861	0.3	△ 36.0	1,134,672	0.5	△ 73.7
配当割交付金	182,248	0.1	40.0	130,182	0.0	94.6	68,901	0.0	皆増						
株式等譲渡所得割交付金	151,891	0.1	△ 15.1	178,809	0.1	117.9	82,044	0.0	皆増						
地方消費税交付金	6,858,178	3.3	4.3	6,577,537	3.1	△ 7.6	7,118,855	3.2	12.0	6,356,234	3.0	11.2	5,715,374	2.6	△ 12.3
自動車取得税交付金	613,322	0.3	△ 0.4	616,056	0.3	1.0	609,916	0.3	3.8	587,870	0.3	2.6	573,141	0.3	△ 13.5
特別地方消費税交付金	0	0.0		0	0.0	皆減	185	0.0	皆増			皆減	526	0.0	△ 77.9
地方特例交付金	2,512,339	1.2	△ 18.0	3,063,791	1.5	2.4	2,980,979	1.4	△ 8.1	3,254,360	1.5	12.1	2,909,690	1.3	△ 3.5
地方交付税	30,801,738	14.7	△ 8.8	33,780,975	16.2	△ 4.8	35,459,258	16.0	△ 5.0	37,332,789	17.4	△ 14.7	43,784,014	19.7	0.3
通交全対策金	171,358	0.1	6.5	180,831	0.1	0.7	159,812	0.1	△ 3.6	165,812	0.1	6.9	155,182	0.1	△ 1.5
特別交付金	5,940	0.0	0.8	5,904	0.0	0.0	5,904	0.0	1.0	5,846	0.0	△ 0.5	5,875	0.0	0.0
国庫支出金	27,607,541	13.2	△ 11.4	31,180,547	15.0	△ 3.0	32,127,471	14.5	△ 3.1	33,161,426	15.4	1.6	32,633,722	14.7	△ 8.4
県支出金	7,157,652	3.4	24.3	5,780,631	2.8	37.6	4,188,930	1.9	6.4	3,935,495	1.8	△ 3.2	4,063,878	1.8	△ 21.9
受託事業収入	174,258	0.1	△ 7.0	187,462	0.1	7.2	174,909	0.1	△ 5.8	185,645	0.1	4.7	177,389	0.1	83.7
市債	20,070,200	9.8	8.7	18,462,700	8.9	△ 44.9	33,503,000	15.1	23.6	27,113,300	12.6	7.6	25,196,191	11.3	3.1
うち臨時財政対策債	5,083,400	2.4	△ 10.7	5,694,100	2.7	△ 23.4	7,430,600	3.4	△ 28.3	10,363,800	4.8	62.4	6,383,300	2.9	127.6
合計	208,063,062	100.0	0.5	208,080,152	100.0	△ 8.0	221,469,193	100.0	3.1	214,799,935	100.0	△ 3.4	222,250,396	100.0	△ 3.8

※平成18年度は決算見込額

総務

(歳出)

(単位：千円、%)

年度 区分	18			17			16			15			14		
	構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率	
議会費	1,014,183	0.5	△ 5.5	1,073,105	0.5	2.5	1,046,518	0.5	△ 0.9	1,055,926	0.5	0.8	1,047,614	0.5	△ 2.8
総務費	21,854,555	10.7	0.5	21,736,039	10.7	△ 2.8	22,369,180	10.3	4.0	21,510,809	10.2	1.8	21,139,482	9.7	△ 2.0
民生費	68,105,399	33.4	2.6	66,349,758	32.5	1.5	65,354,903	30.0	4.0	62,838,082	29.7	3.6	60,681,322	27.9	2.5
衛生費	14,640,595	7.2	9.9	13,322,641	6.5	1.1	13,181,095	6.0	△ 0.4	13,231,459	6.3	△ 21.8	16,912,635	7.8	1.2
農林水産業費	4,249,036	2.1	5.7	4,018,752	2.0	5.3	3,814,865	1.7	0.2	3,808,061	1.8	△ 9.2	4,191,900	1.9	△ 5.2
商工費	2,867,608	1.4	△ 7.3	3,092,694	1.5	0.4	3,079,317	1.4	△ 14.5	3,600,341	1.7	△ 13.2	4,147,397	1.9	10.8
土木費	27,629,928	13.6	△ 6.7	29,614,686	14.5	△ 1.4	30,020,693	13.8	△ 17.6	36,430,418	17.2	1.8	35,776,824	16.5	△ 18.5
消防費	6,771,447	3.3	1.0	6,706,406	3.3	△ 2.7	6,894,748	3.2	0.6	6,856,679	3.2	△ 1.9	6,991,950	3.2	△ 0.2
教育費	22,522,557	11.0	△ 2.6	23,130,981	11.4	△ 10.4	25,819,062	11.8	6.5	24,232,831	11.5	△ 1.2	24,517,137	11.3	△ 14.8
災害復旧費	19,460	0.0	66.0	11,721	0.0	△ 94.1	197,713	0.1	皆増						皆減
公債費	32,824,427	16.1	△ 1.1	33,183,725	16.3	△ 25.3	44,414,153	20.4	23.2	36,057,831	17.1	△ 10.1	40,108,475	18.5	6.9
諸支出金	1,375,300	0.7	△ 15.9	1,635,200	0.8	△ 10.1	1,817,900	0.8	2.1	1,780,600	0.8	△ 3.0	1,835,700	0.8	△ 4.2
合計	203,874,495	100.0	△ 0.0	203,875,708	100.0	△ 6.5	218,010,147	100.0	3.1	211,403,037	100.0	△ 2.7	217,350,436	100.0	△ 3.8

※平成18年度は決算見込額

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

区 分	14			15			16			17			18		
	伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数	
基準財政需要額	111,430,754	△2.6	100	106,267,417	△4.6	95	103,211,587	△2.9	93	103,578,882	0.4	93	103,334,330	△0.2	93
基準財政収入額	68,885,655	△4.5	100	68,187,020	△1.0	99	68,982,422	1.2	100	70,896,003	2.8	103	73,721,276	4.0	107
標準税収入額	91,248,490	△4.6	100	90,281,797	△1.1	99	91,317,455	1.1	100	93,081,665	1.9	102	96,196,756	3.3	105
標準財政規模	133,591,188	△3.0	100	126,267,331	△5.5	95	125,546,620	△0.6	94	125,764,544	0.2	94	125,969,450	0.2	94
財政力指数	0.622			0.630			0.643			0.665			0.689		
実質収支比率(%)	2.9			2.2			2.0			2.7			2.9		
経常収支比率(%)	85.7			85.4			87.8			87.6			89.5		
公債費比率(%)	21.6			20.0			19.6			19.0			19.8		

(注) 平成18年度は決算見込額を示す。

18 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	2,583,156千円（平19.3.31現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

19 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、25年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

総務

（1）建物概要

所在地	手取本町1番1号	
敷地面積	10,007.20㎡	
建築面積	5,583.54㎡	
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）	
構造・規模	高層棟	鉄骨造 地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m
	議会棟	軒高26.00m
工期	着工	昭和54年 3月17日
	竣工	昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円	
財源内訳	基金	62億5,000万円
	起債	47億3,000万円
	一般財源	2億4,000万円
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円
	設備その他工事	36億6,000万円
	委託費	5億6,000万円
	備品費	4億7,000万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

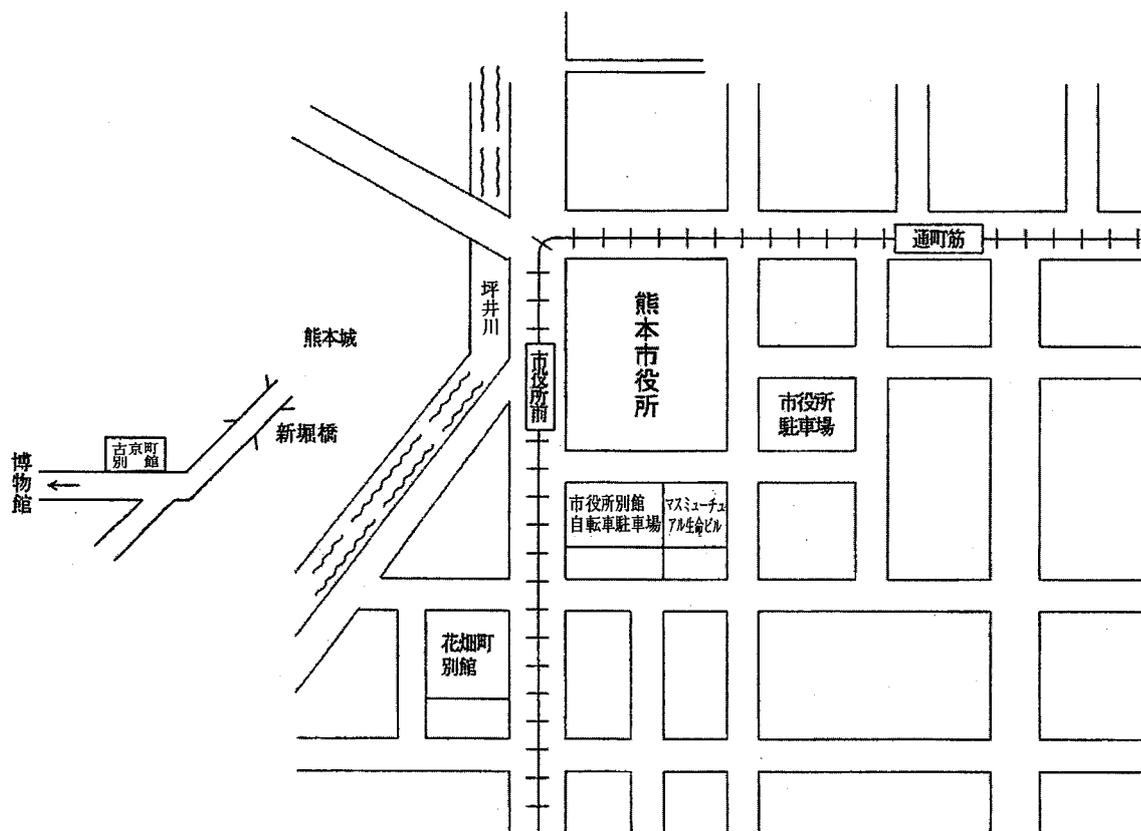
風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

庁舎位置図



総務

花畑別館

下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課 下水道経営計画室	階 4
熊本市歴史文書資料室 選挙管理委員会事務局	3
河川課	2

市役所別館

大会議室	階 8
会議室	7
統計課	6
契約検査室	5
自転車駐車場	4 3 1

マスミューチュアル生命ビル

教育委員室 施設課	階 7
教育長室 総務課 教育企画課	6
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
文化財課 生涯学習課	3
社会体育課	2

産業文化会館

消費者センター	階 5
経営支援課	4

古京町別館

人材育成センター	階 2
熊本城総合事務所 築城400年記念事業室	1

旧勤労婦人センター

熊本駅周辺整備事務所	階 2
------------	--------

本 庁 舎

機械室			機械室			階 15
レストラン		展望ロビー		大ホール		14
人事委員会事務局		人事委員会室	熊本市・富合町合併協議会	広域行政推進室	車両管理課	13
監査委員室		監査事務局		農業委員会事務局		12
青少年育成課	男女共生推進課	用地課	用地調整課	文化振興課		11
生活安全課	国際交流課	地籍調査課	地域づくり推進課	市民協働推進課	市民生活局長室	10
公園課	開発景觀課	交通計画課			9	
建築指導課	建築審査室	都市計画課	都市建設局長室		8	
土木総務課	土木管理課		外部監査人室		7	
道路整備課	総務課文書集配		観光政策課		6	
建築計画課	住宅課	住宅協会	技術管理室		5	
設備課	営繕課	都心活性化推進課			4	
耕地課	生産流通課	農業政策課			3	
水産振興課	商業労政課	産業政策課	経済振興局長室		2	
指導監査課	浄化対策課	廃棄物指導課	廃棄物計画課	環境施設整備室		1
水保全課	緑保全課	環境企画課	環境保全局長室		地下	
人事課	職員厚生課			管財課	1	
共済組合事務局	地域保健福祉課	総合保健福祉センター開設準備室	健康福祉政策課	健康福祉局長室	地下	
秘書課		副市長室		市長室		1
企画財政局長室		企画課		財政課		1
議場	議員控室	渡り廊下	市政記者室	広報課	行政経営課	1
議長室	副議長室	議員控室	議事事務局	議事課	議事課	1
職員組合	情報政策室	浄書室	第一職員組合	危機管理防災室		1
電話交換室	保育課			子育て支援課		1
保護第二課	保護第一課	介護保険課	市民税課	納税課	主税課	1
資産税課	会計管理者室					1
委員会室	高齢保健福祉課		生活保護申請相談室	喫茶室	人権推進総室	1
会計室						1
障害保健福祉課	福祉総合相談室	国民年金課	国民健康保険課	保険料収納課	市民課	1
広聴課	市政情報プラザ	市民相談室	CDコーナー	水道料金納入所	総合案内	1
指定金融機関						1
CDコーナー 衛生管理室 食堂 時間外出入口 守衛室 防災センター 清掃員詰所 秘書課分室						地下
運転士控室 美容室 理容室 展示コーナー 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場						1
機械室				中央監視室		地下
機械室						2

議会棟

行政棟

(3) 熊本市役所駐車場

所在地	下通1丁目1番8号				
開設年月	昭和55年4月				
床面積	8,054㎡				
収容台数	339台 { 2階 36台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台				
駐車料金	区 分		駐車料金		
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。				
	営業概要	台数 363,176台			
	(平成18年度)	収入 65,713,350円			



(4) 辛島公園地下駐車場

都心部においては、駐車需給バランスのくずれによる交通混雑並びに駐車場不足に伴う商業、業務の低下を招いている。そこで道路本来の機能回復と商業の活性化を図ることを目的に、都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
工期	平成元年3月～平成4年11月
供用開始	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台 二輪車400台 自転車500台
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(地下駐車場) 午前8時～午後10時(自転車駐車場)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基 本 料 金	30分までごとに 100円	
夜 間 料 金	午後11時から翌日午前7時まで 1,000円	
全日定期駐車料金(機械式)	1月	25,000円
全日定期駐車料金(自走式)	1月	27,000円
平日定期駐車料金(機械式)	1月	13,000円
平日定期駐車料金(自走式)	1月	17,000円
カード式回数券	50円券 11枚	500円
	100円券 11枚	1,000円
	200円券 11枚	2,000円
	400円券 11枚	4,000円
	100円券 6,000枚	500,000円
	200円券 6,000枚	1,000,000円
	400円券 6,000枚	2,000,000円
	プリペイド 3,300円券	3,000円
〃 5,500円券	5,000円	

利用状況

年度	自 動 車		二 輪 車	自 転 車
	台 数	駐車場使用料収入	台 数	台 数
13	481,206	323,991,700	160,092	165,327
14	459,104	303,235,400	161,833	155,445
15	432,730	278,612,300	161,911	127,945
16	383,082	244,704,000	156,780	118,708
17	369,585	229,495,200	153,028	107,532
18	384,782	246,043,300	145,451	93,599

※二輪車、自転車は無料。

駐車場公社

名 称	財団法人 熊本市駐車場公社
設 立 年 月 日	平成5年1月18日
目 的	熊本市における道路交通の円滑化及び都市機能の確保を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与する
事 業	熊本市から委託された路外駐車場の管理 路外駐車場の設置及び管理 熊本市の駐車場施策に協力する事業 自治体等施設の管理 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 市民サービスの提供に係る講習・セミナーに関する事業 カーシェアリング・カーケア等に関する事業 公社が管理する施設の利用者の利便を図るために行うコインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 全各号に付帯する一切の業務 その他公社の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000千円(市出損金)

20 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 (限)	
市 民 税	個 人	均等割	3,000 円	
		所得割	課税所得金額の 6%	
	法 人	均等割	(1) 資本金等の額（相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が 50 億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額又は出資金の額を有しないものおよび法人税法に規定する公共法人等を除く。（2）から（9）までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が 50 人を超えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日
			(2) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 2,100,000 円	
			(3) 資本金等の額が 10 億円を超える法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円	
			(4) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 480,000 円	
			(5) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円	
			(6) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 180,000 円	
			(7) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円	
			(8) 資本金等の額が 1 千万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 144,000 円	
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 60,000 円				
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$		
県 民 税	個 人	均等割	1,500 円	
		所得割	課税所得金額の 4%	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1 期 5/1 ~ 5/31 2 期 7/1 ~ 7/31 3 期 9/1 ~ 9/30 4 期 12/1 ~ 12/31	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	



税 目	税 率	納 期 (限)	
軽自動車税	1 原動機付自転車	5/1~5/31	
	ア 総排気量が50cc以下		1,000円
	イ 90cc以下		1,200円
	ウ 125cc以下		1,600円
	エ ミニカー		2,500円
	2 軽自動車		
	ア 二輪のもの (側車付を含む)		2,400円
	イ 三輪のもの		3,100円
	ウ 四輪以上のもの		
	乗用のもの		営業用 5,500円 自家用 7,200円
	貨物用のもの		営業用 3,000円 自家用 4,000円
	エ 雪上車		2,400円
	3 小型特殊自動車		
ア 農耕作業用のもの	1,600円		
イ その他のもの	4,700円		
4 二輪の小型自動車			
総排気量が250cc超	4,000円		
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき3,298円 (平成18年7月1日から) (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,564円)	前月分を毎月末日まで	
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日	
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	前月分を毎月15日まで	

(2) 納税義務者の推移

税 目		年 度	14	15	16	17	18	
市 民 税	普 通 徴 収	均 等 割 の み	16,939	18,037	18,373	16,210	16,477	
		所 得 割 の み	19,717	19,061	20,404	1,231	1,422	
		完 全 納 税 者	80,752	79,190	80,148	104,525	121,220	
		計	117,408	116,288	118,925	121,966	139,119	
	特 別 徴 収	均 等 割 の み	4,058	4,625	4,851	4,364	4,261	
		所 得 割 の み	19,260	19,106	19,039	-	-	
		完 全 納 税 者	134,495	133,283	132,337	153,319	154,049	
		計	157,813	157,014	156,227	157,683	158,310	
	小 計			275,221	273,302	275,152	279,649	297,429
	法人調定件数			27,668	27,828	27,958	28,223	28,631
固 定 資 産 税	土地及び家屋		185,857	187,462	189,091	190,644	191,906	
	償 却 資 産		(4,091)	(4,305)	(4,527)	(4,498)	(4,560)	
	小 計		185,857	187,462	189,091	190,644	191,906	
軽 自 動 車 税			177,986	182,390	187,200	192,574	198,186	
合 計			666,732	670,982	679,401	691,090	716,152	
対 前 年 度	増 加 数		△9,650	4,250	8,419	11,689	24,324	
	伸 率 (%)		99	101	101	102	104	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度	17			18		
			調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)
市民税	個人分	普通徴収	8,276,333	7,622,415	92.1	9,541,751	8,820,296	92.4
		特別徴収	18,207,420	18,155,008	99.7	19,036,017	18,983,491	99.7
		計	26,483,753	25,777,423	97.3	28,577,768	27,803,787	97.3
	法人分	9,693,883	9,607,874	99.1	10,073,100	10,024,147	99.5	
	小計	36,177,636	35,385,297	97.8	38,650,868	37,827,934	97.9	
固定資産税	固定資産	土地・家屋・償却資産	36,140,871	35,047,907	97.0	34,634,207	33,620,414	97.1
	交付金	457,863	457,863	100.0	523,952	523,952	100.0	
	小計	36,598,734	35,505,770	97.0	35,158,159	34,144,366	97.1	
軽自動車税	802,518	765,506	95.4	845,074	806,346	95.4		
特別土地保有税	0	0	0.0	0	0	0.0		
入湯税	17,744	16,344	92.1	16,753	14,698	87.7		
事業所税	1,850,560	1,821,680	98.4	1,886,805	1,848,076	97.9		
都市計画税	5,115,390	4,960,663	97.0	4,894,876	4,744,164	96.9		
市たばこ税	4,392,809	4,392,809	100.0	4,504,506	4,504,483	99.9		
合計	84,955,391	82,848,069	97.5	85,957,041	83,890,067	97.6		
滞納繰越分	8,113,721	1,658,370	20.4	7,044,570	1,532,341	21.8		
総計	93,069,112	84,506,439	90.8	93,001,611	85,422,408	91.9		

総務

(4) 徴収対策の強化

- ① 休日・夜間徴収の実施
- ② 休日・夜間の納税相談の実施
- ③ 長期出張徴収の実施
- ④ 納税指導員による納付の推進

21 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平19.6.1現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
	101	熊本市役所	883	1,130	2,013
	102	慶徳小学校	970	1,327	2,297
	103	五福まちづくり交流センター	1,070	1,483	2,553
	104	一新小学校	2,174	2,805	4,979
	105	一新幼稚園	872	1,195	2,067
	106	上熊本老人憩いの家	741	945	1,686
	107	池田地域コミュニティセンター	1,681	1,804	3,485
	108	池田小学校	1,615	1,710	3,325
	109	京町台保育園	940	1,173	2,113
	110	京陵中学校	1,319	1,638	2,957
	111	壺川小学校	1,832	2,323	4,155
	112	藤園中学校	1,033	1,404	2,437
	113	碩台小学校	1,301	1,723	3,024
	114	竜南中学校	1,763	2,139	3,902
	115	黒髪小学校	1,295	1,454	2,749
	116	桜山中学校	2,414	2,336	4,750
	117	清水小学校	2,425	2,958	5,383
	118	亀井公民館	1,423	1,695	3,118
	119	高平台小学校	3,564	4,136	7,700
	120	化学及血清療法研究所	1,811	2,034	3,845
	121	八景水谷公民館	1,463	1,712	3,175
	122	城北小学校	3,003	2,179	5,182
	123	清水北老人憩いの家	1,241	1,438	2,679
	124	麻生田小学校	3,041	3,708	6,749
	125	楡木小学校	2,391	2,951	5,342
	126	楠小学校	2,523	2,883	5,406
	127	武蔵小学校	2,394	2,754	5,148
	128	弓削小学校	1,933	2,150	4,083
	129	龍田小学校	3,628	3,909	7,537
1	130	宝積寺公民館	2,250	2,524	4,774
	131	白川小学校	1,614	2,054	3,668
	132	鎮西学園	1,200	1,507	2,707
	133	九州学院	1,482	2,002	3,484
	134	大江小学校	1,553	1,696	3,249
	135	渡鹿団地集会所鹿乃家	1,846	1,916	3,762
	136	託麻原小学校	3,363	3,682	7,045
	137	白山保育園	995	1,265	2,260
	138	白山小学校	2,537	2,949	5,486
	139	出水小学校	2,082	2,664	4,746
	140	出水校区戸井の外集会所	1,649	2,113	3,762
	141	東水前寺公民館	2,288	2,885	5,173
	142	熊本県庁	714	836	1,550
	143	砂取小学校	2,529	3,348	5,877
	144	出水中学校	2,963	3,414	6,377
	145	出水南中学校	1,598	1,935	3,533
	146	江津湖団地第2集会所	1,607	2,121	3,728
	147	画図地域コミュニティセンター	2,700	3,125	5,825
	148	湖東中学校	1,833	2,254	4,087
	149	泉ヶ丘小学校	1,404	1,697	3,101
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,264	1,603	2,867
	151	若葉小学校	2,005	2,430	4,435
	152	東野中学校	2,763	3,190	5,953
	153	秋津第2公民館	1,992	2,274	4,266
	154	桜木小学校	4,233	4,761	8,994
	155	東町小学校	2,315	2,466	4,781
	156	健軍東小学校	2,449	2,972	5,421
	157	健軍小学校	2,676	3,124	5,800
	158	尾ノ上小学校	4,007	4,607	8,614
	159	京塚公民館	991	1,252	2,243
	160	帯山中学校	1,982	2,428	4,410
	161	帯山小学校	3,001	3,566	6,567

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,152	2,487	4,639
	163	月出小学校	3,033	3,325	6,358
	164	山ノ内小学校	4,127	4,764	8,891
	165	長嶽小学校	4,105	4,614	8,719
	166	さくら幼稚園	2,403	2,709	5,112
	167	託麻南小学校	2,997	3,309	6,306
	168	託麻東小学校	4,691	4,996	9,687
	169	託麻北小学校	3,027	3,267	6,294
	170	託麻市民センター	2,271	2,349	4,620
	171	託麻西小学校	3,368	3,698	7,066
	172	下南部公民館	1,212	1,274	2,486
	173	西原公民館	1,112	1,350	2,462
	174	西原小学校	3,948	4,251	8,199
	175	西里地域コミュニティセンター	1,112	1,249	2,361
	176	熊本保健科学大学	1,496	1,664	3,160
	177	明德体育館	1,027	1,159	2,186
	178	北部総合支所	2,859	3,249	6,108
	179	北部東小学校	3,372	3,834	7,206
			小計	168,940	195,304
2	201	花園小学校	3,075	3,611	6,686
	202	花園(牧崎)公民館	1,677	2,088	3,765
	203	岳林寺	1,657	2,091	3,748
	204	千原台高校	3,015	3,669	6,684
	205	横手保育園	478	593	1,071
	206	春日小学校	1,831	2,094	3,925
	207	春日保育園	673	853	1,526
	208	向山小学校	2,477	2,873	5,350
	209	世安公民館	1,489	1,776	3,265
	210	本荘小学校	1,306	1,711	3,017
	211	春竹小学校	2,985	3,792	6,777
	212	建設技術専門学院	2,030	2,411	4,441
	213	託麻中学校	4,557	5,160	9,717
	214	田迎南小学校	2,401	2,653	5,054
	215	御幸小学校	3,597	4,220	7,817
	216	川尻小学校	1,709	1,990	3,699
	217	城南中学校	2,384	2,833	5,217
	218	城南小学校	923	1,152	2,075
	219	森下保育園	1,564	1,806	3,370
	220	日吉小学校	1,648	2,020	3,668
	221	日吉東小学校	2,262	2,543	4,805
	222	力合小学校	3,613	4,225	7,838
	223	薄場団地集会所	1,286	1,541	2,827
	224	古町小学校	1,275	1,543	2,818
	225	花陵中学校	1,982	2,659	4,641
	226	白坪小学校	2,432	2,802	5,234
	227	城山小学校	3,579	4,292	7,871
	228	池上小学校	2,285	2,853	5,138
	229	高橋小学校	858	991	1,849
	230	中島地域コミュニティセンター	748	903	1,651
	231	二番公民館	784	896	1,680
	232	小島地域コミュニティセンター	1,042	1,236	2,278
	233	有明保育園	278	290	568
	234	松尾東小学校	329	339	668
235	松尾西小学校	500	571	1,071	
236	松尾北地域コミュニティセンター	97	101	198	
237	河内小学校	1,139	1,304	2,443	
238	みかんの里振興センター	780	870	1,650	
239	椎亀公民館	390	468	858	
240	芳野小学校	525	542	1,067	
241	鮎田東小学校	2,459	2,851	5,310	
242	鮎田南小学校	844	978	1,822	
243	鮎田西小学校	1,049	1,226	2,275	
244	中縁小学校	453	522	975	
245	銭塘小学校	920	1,064	1,984	
246	奥古閑小学校	1,446	1,648	3,094	
247	川口小学校	946	1,044	1,990	
		小計	75,777	89,698	165,475
	合	計	244,717	285,002	529,719

総務

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区分	平3. 4. 21	平7. 4. 23	平11. 4. 25	平15. 4. 27	平19. 4. 22
有権者総数	440,958	467,890	489,743	507,341	518,153
投票者数	282,185	270,623	278,909	270,780	244,041
投票率(%)	63.99	57.84	56.95	53.37	47.10
立候補者数	74	67	68	63	62
定数	56	52	52	52	48
最高得票数	7,811	7,701	7,844	8,063	7,529
当選者最低得票数	3,194	3,641	3,679	3,076	3,134.534
立候補者最高年齢	77	81	85	89	71
” 最低年齢	26	27	29	25	25

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別(実施日)	開票区	第 1	第 2	全体
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平16. 7. 11)	54.90	54.19	54.67
熊本県知事選挙	(平16. 4. 4)	28.41	26.81	27.91
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区	(平17. 9. 11)	66.44		66.44
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区	(平17. 9. 11)		64.45	64.45
参議院議員通常選挙(選挙区)	(平19. 7. 29)	58.07	56.94	57.72
熊本市長選挙	(平18. 11. 12)	53.55	54.16	53.75
県議会議員一般選挙(熊本市選挙区)	(平19. 4. 8)	50.88	55.37	52.29
市議会議員一般選挙	(平19. 4. 22)	45.44	50.72	47.10

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民	社民	公明	共産	新社会党	民主党	国民新党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平16.7.11)	総得票数	116,731			19,628		137,662				274,021
	最高 "	116,731			19,628		137,662				
	最低 "	116,731			19,628		137,662				
	得票率 (%)	42.60			7.16		50.24				100
	候補者数	1			1		1				3
熊本県知事選挙 (平16.4.4)	総得票数									140,822	140,822
	最高 "									122,090	
	最低 "									18,732	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									2	2
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	110,072			12,110		112,500				234,682
	最高 "	110,072			12,110		112,500				
	最低 "	110,072			12,110		112,500				
	得票率 (%)	46.90			5.16		47.94				100
	候補者数	1			1		1				3
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平17.9.11)	総得票数	56,044			4,371		43,271				103,686
	最高 "	56,044			4,371		43,271				
	最低 "	56,044			4,371		43,271				
	得票率 (%)	54.05			4.22		41.73				100
	候補者数	1			1		1				3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平19.7.29)	総得票数	122,406			13,414		162,388				298,208
	最高 "	122,406			13,414		162,388				
	最低 "	122,406			13,414		162,388				
	得票率 (%)	41.05			4.50		54.45				100
	候補者数	1			1		1				3
熊本市長選挙 (平18.11.12)	総得票数									279,619	279,619
	最高 "									164,387	
	最低 "									14,630	
	得票率 (%)									100.00	100
	候補者数									4	4
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数16 (平19.4.8)	総得票数	95,745		42,300	11,177		29,794			90,163	269,179
	最高 "	15,903		14,610	11,177		15,119			16,428	
	最低 "	11,640		13,387	11,177		14,675			2,363	
	得票率 (%)	35.57		15.71	4.15		11.07			33.50	100
	候補者数	7		3	1		2			9	22
市議会議員選挙 定数48 (平19.4.22)	総得票数	74,662.747	4,080.142	33,556.439	12,184		18,373.839	825	180.177	97,339.640	241,201.984
	最高 "	7,529	4,080.142	5,344	4,244		7,276.688	825	180.177	5,339.692	
	最低 "	3,394.518	4,080.142	4,572	3,788		4,587	825	180.177	540	
	得票率 (%)										100
	候補者数	16	1	7	3		3	1	1	30	62



(注) 各選挙の直近のものを記載 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

平成15年県議会議員選挙における「諸派」は「自由党」

平成15年市議会議員選挙における「諸派」は「プロジェクト：くまもと再生」

2.2 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃、並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成18年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B	
上 級 職	事 務 職	623	444	36	32	18	24.7	
	心理相談員	37	28	4	4	1	28.0	
	技 術 職	土 木	77	49	12	10	6	8.2
		建 築	60	45	16	14	8	5.6
		水 産	10	6	4	3	1	6.0
免許資格職 (上級職)	獣 医 師	7	5	3	3	2	2.5	
	薬 剤 師	23	17	5	3	2	8.5	
	保 健 師	91	73	7	7	3	24.3	
初 級 職	事 務 職	169	134	10	10	5	26.8	
	技 術 職	土木	22	14	5	5	2	7.0
免許資格職 (中級職)	保 育 士	146	132	14	14	7	18.9	
	看 護 師	99	65	42	31	21	3.1	
	理学療法士	12	10	4	4	1	10.0	
業 務 職	業 務 職	112	93	5	4	2	46.5	
消 防 職	上級消防職	203	162	14	14	7	23.1	
	初級消防職	255	226	21	18	10	22.6	
	初級消防職 (救急救命士)	49	40	8	7	4	10.0	
計		1,995	1,543	210	183	100	15.4	

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成18年職種別民間給与実態調査をもとに、平成18年10月6日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況 (平成18年4月現在)

区分	職員数(人)	平均給与(円)	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	5,408	371,223	42歳9月	21年7月
一般行政職	2,433	373,895	43歳0月	21年3月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の91事業所(企業規模50人以上、事業所規模50人以上の251事業所から抽出)

本年は調査対象となる民間企業の規模を従来の100人以上から50人以上に改める等の見直しを行っている。

ウ 公民給与の較差 (一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較)

(単位 円)

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
390,413	390,335	78 (0.02%)

エ 勧告の内容

一般行政職の職員の月例給については、市内民間事業所の従業員との給与の較差が極めて小さく、給料表の改定は困難であることから、給料表については改定を見送ることが適当である。

特別給(期末・勤勉手当)については、市内民間事業所の特別給の年間支給月数(4.44月分)と職員の期末・勤勉手当の年間支給月数(4.45月分)が概ね均衡していることから、改定を見送ることが適当である。

また、扶養手当について人事院勧告の趣旨を踏まえ、少子化対策推進を考慮し、扶養親族である子等のうち3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げ6,000円とする改定を、平成19年4月1日から実施すること。



(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

勤務条件に関する措置要求事案はなく係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立

不利益処分についての不服申し立ての審査の状況

係属事案1件

事案名	審査の状況
平成18年不第1号事案 (平成18年3月31日申立て)	平成18年12月8日 第1回準備手続 平成19年1月22日 第2回準備手続 平成19年2月26日 第3回準備手続

ウ 職員からの苦情処理

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けることとなった。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数は2人であり、件数は3件であった。相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	公平審査	勤務条件・ サービス	厚生・ 福利	セクハラ・ いじめ	その他	計
件数	1	—	—	—	—	2	—	3